

第10回中国四国地区アーカイブズウィーク

文書館 動物記

書庫に棲む動物たち

2015
6.2_火 → 6.6_土 7_日



第10回中国四国地区アーカイブズウィーク

アーカイブズ展示

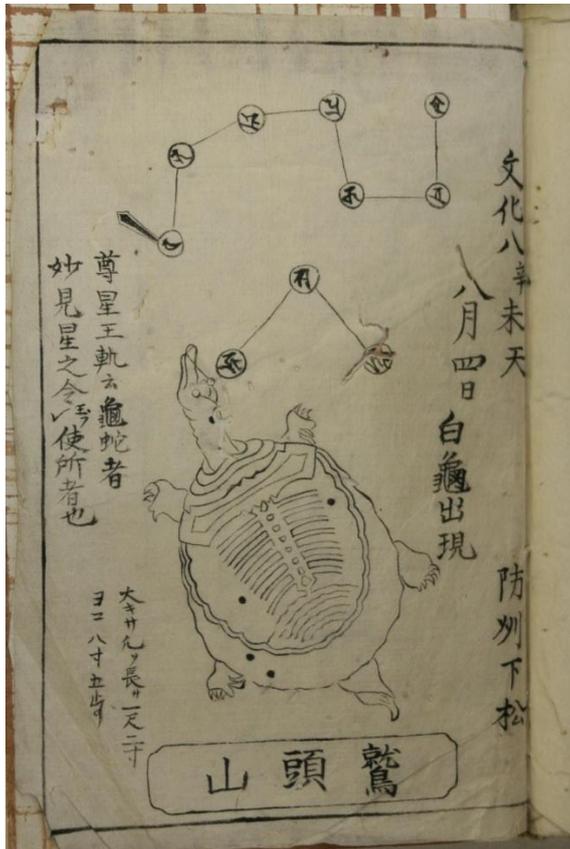
書庫に棲む動物たち

解説シート

2015. 6.6 (土) ・ 7 (日)

9:00~17:00

会場：山口県文書館閲覧室



文書館 もんじょかん 動物記



書庫に棲む動物たち

①

亀

左：「降松妙見社縁起写」（多賀社文庫 434） 右：「広文庫」の「めうけんぼさつ」の項より転載）

かめ

大内氏と亀

大内氏は、北辰（北極）の象徴である妙見菩薩をあがめる、特徴ある信仰（「妙見信仰」）をもっていました。

ここでは、大内氏の妙見信仰にかかわる史料のなかに象徴的に現れる「亀」を紹介し、それらをもとにして、大内氏の内面世界をたずねてみましょう。

長享元年（1487）、大内政弘は、鷹の餌として、鼈（スッポン）・亀・蛇を用いることを、「氷上山仕者」であるからという理由で禁じました（裏面参照）。大内氏の信仰の中心であった氷上山（山口市）にかかわる「氷上山興隆寺之図」（軸物136）にも「亀池」が画かれており（裏面参照）、大内氏が亀を大切にしていたことがわかります。

大内氏が亀蛇を保護し、また氷上山において鼈や亀蛇を「妙見の仕者」となしていた理由については、次のように考えることができます。すなわち、妙

見＝北辰は「北のシンボル」であり、北のシンボルは「玄武＝亀蛇」で表されます。スッポンはその長い首から、亀と蛇の合体、すなわち玄武そのものとしてとらえられていたのではないのでしょうか。

また、大内政弘は幼名を「亀童丸」といいますが、この幼名は、子の義興、孫の義隆と三代にわたって受け継がれました。「亀童丸」という名については、当時一般的に流布していた妙見菩薩像が、「亀に乗った童形の菩薩」像であることから、「亀童丸」は、そのまま妙見菩薩そのものを意味するのではないかと考えられます（上の右図参照）。

写真左は、大内氏の妙見信仰の根源地ともいえる下松の妙見に出現した白亀の図。ここでも「亀蛇は妙見星の使わしめたまうところのものなり」と述べています。

妙見と「亀池」

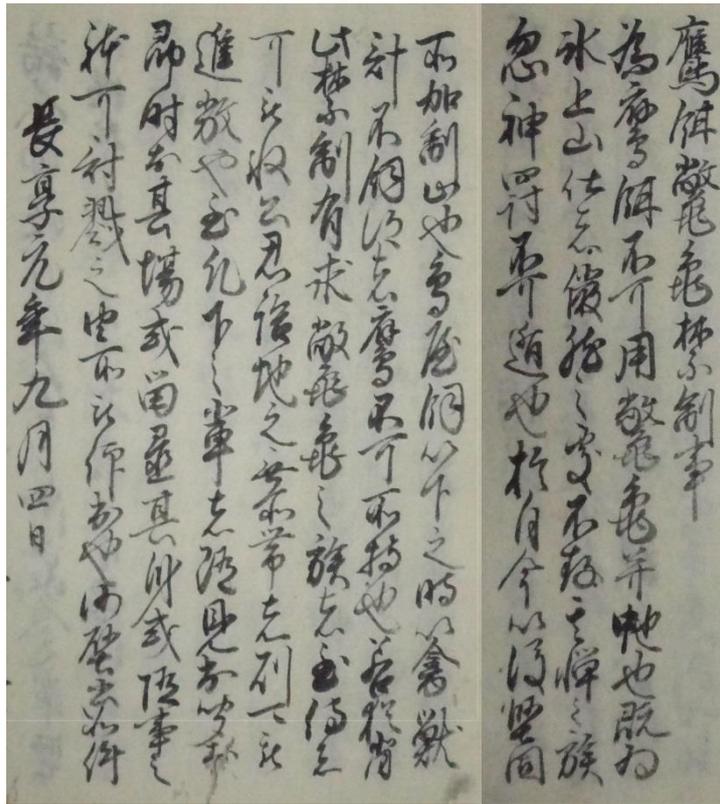


下松の妙見社の流れをくむ鷲頭寺の亀池。現在もたくさんの亀が保護されています。



大内盛見が自らの一族の先祖の墓とみなして体裁を整えたと考えられる車塚妙見社（防府市）にも亀池が現存します。

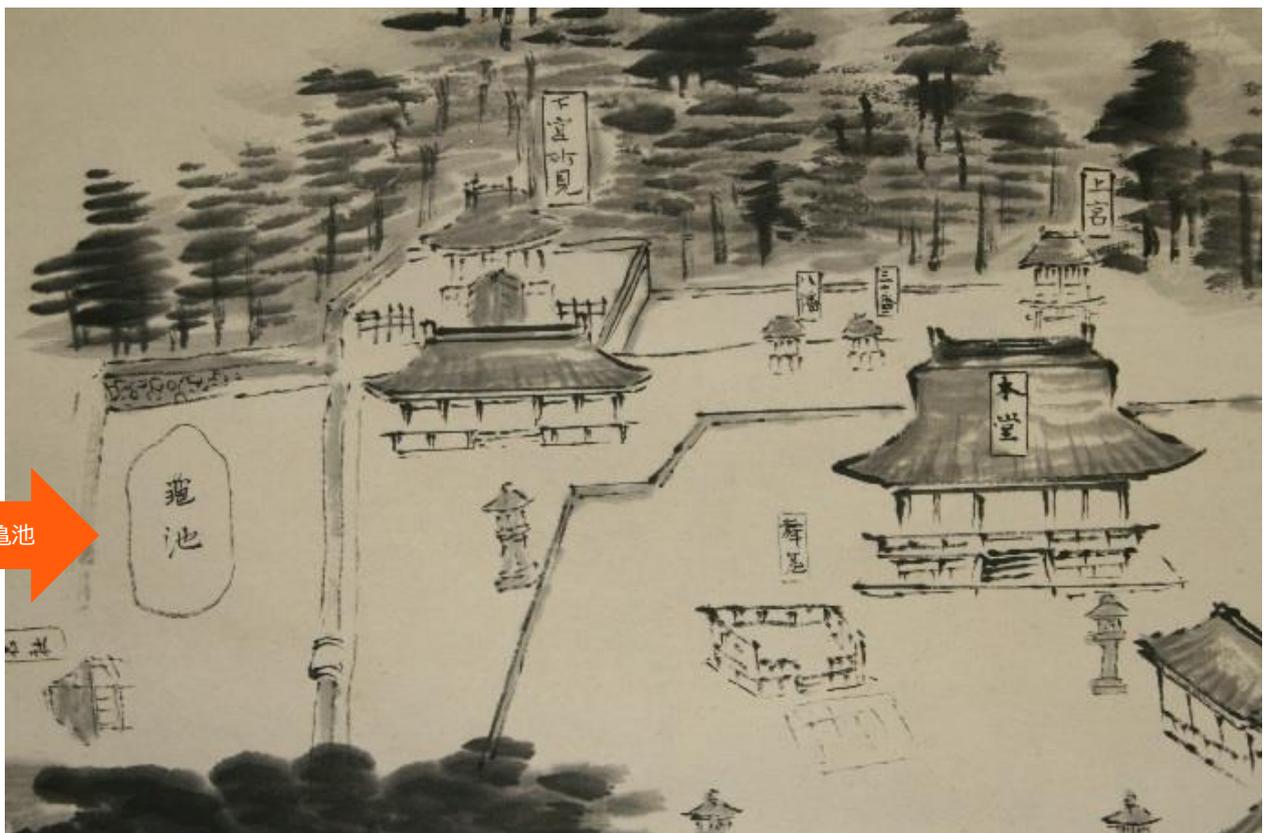
「鷹餌鼈龜禁制事」（「大内家諸留書」、毛利家文庫 27 諸家 4）



*右の読みは『中世法制史料集 第三卷武家家法 I』（岩波書店、1965）によります。条文は諸本により小異があります。

一 鷹餌鼈龜禁制事
 爲ニ鷹餌ニ不可レ用ニ鼈龜并地ニ也、既爲ニ氷上山仕者ニ、儼然之處、不レ存ニ其惶ニ之族、
 忽神罰不レ可レ遁也、於ニ自今以後ニ者、堅固所レ加ニ制止ニ也、鳥屋飼以下之時、以ニ
 禽獸計ニ可レ飼、不ニ飼得ニ者、鷹不レ可ニ所持ニ也、若猶背ニ此禁制、有下求ニ鼈龜ニ之族
 者、至レ待者、可レ被レ收ニ公恩給地ニ、無ニ所帶ニ者、則可レ被ニ追放ニ也、至ニ凡下之輩
 者、隨ニ見出聞出ニ、即時於ニ其場ニ、或留置其身ニ、或隨ニ事之躰ニ可ニ誅戮ニ之由、所
 レ被ニ仰出ニ也、仍壁書如レ件、
 長享元年九月・日

氷上山妙見の「亀池」（軸物 136。妙見下宮の左方に「亀池」が描かれています。）



文書館
もんじょかん
動物記

書庫に棲む動物たち

②

西

たか



藤岡家文書 1「大内義興父子遊山書留」（冒頭部分）

戦国武将と鷹

戦国武将は鷹を大変好みました。鷹はいうまでもなく鷹狩りに必須であり、贈答品としても人気がありました。特に朝鮮半島の鷹は舶来品として、珍重されたようです。ここでは、大内氏と織田信長という二人の武将と鷹の関わりを紹介してみます。

1. 大内氏の鷹狩り

大永元年(1521)の晩秋に大内義興とその嫡子義隆は、供を従え、鷹狩りと松茸狩りに出かけます。その時の記録によると、五剋(午前8時前後)前に館を出発。「巢鷹」(巢から捕まえてきた鷹のひな)2連を吉田新九郎と大原孫兵衛尉の2名が責任者として世話をし、周防国吉敷郡菅内(すげうち)の「中之壇」(現山口市)という野で鷹狩りを行っています。その後、四剋(午前10時前後)には、「松茸山」に到着して松茸狩りを楽しんでいま

すので、鷹狩りに要した時間は移動時間を除くと、正味半剋(小一時間)といったところでしょうか。

一行は、名前が判明する者だけでも50名を数えます。その中には、問田・野田・内藤・杉といった一族・重臣や「御走衆」と呼ばれた当主の親衛隊に混じって、陰陽博士、京都から下向してきた医者、同朋衆(大名に近侍して芸能・茶事・雑役を務めた僧体の者)たちもいました。

しかし、この日の鷹狩りは松茸狩りとセットで行われ、メインは松茸狩りとその後の酒宴だったようです。したがって、果たしてこの中の何人が実際に鷹狩りに参加したのかはよくわかりません。

大内氏父子は満足したようです。今回行事(特に松茸狩りと酒宴)の世話役であり、この記録を書き留めた宮内胤宗は、後日太刀を拝領しています。

鷹の数え方



鷹は「ひともと・ふたもと」または「いちれん・にれん」と数えます。表記は「一本・二本」「一連(聯)・二連(聯)」

【本(もと)】鷹狩りに使う鷹を数えるのに用いる。(『日本国語大辞典』)

【連(れん)】鷹の数を数えるのに用いる。手につらね据えるところからいったものか。(『日本国語大辞典』)

なお、鷹匠のことを「鷹居(たかすえ)」ともいい、鷹も「一居・二居」と表記した例がま見られますが、その場合も、数え方は「ひともと・ふたもと」と読みが振ってあることが多いようです。

鷹狩り用の鷹の種類

	型	名称	雌雄	表記	よみ	鷹狩適否
タカ目タカ科 クマタカ属	大型	クマタカ	-	角鷹・熊鷹	くまたか	△
タカ目タカ科 ハイタカ属	大型	オオタカ	オス	兄鷹	しょう	△
			メス	弟鷹・大鷹	だい・おおたか	○
	中型	ハシタカ (ハイタカ)	オス	このり・兄鶴	このり	△
			メス	箆鷹・鶴	はしたか・はいたか	○
	小型	ツミ	オス	雀賊・悦哉	えっさい	△
			メス	雀鷹・雀鶴	つみ・すずめたか	○
ハヤブサ目 ハヤブサ科 ハヤブサ属	中型	ハヤブサ	-	隼	はやぶさ	○

2. 鷹をもらった信長

織田信長も他の戦国武将の例に洩れず、鷹狩りを大変好んだといわれています。したがって、信長と誼を通じようとする各地の武将にとって、鷹は有効な贈り物の一つでした。

戦国時代の瀬戸内海最大の海上勢力で「海の大名家」ともいべき能島（のしま）村上氏も、信長に鷹を贈って、歓心を買っていることを示す手紙が当館に遺っています。内容を意識すると、以下のようになります。

「雌の鷹が一羽届いた。遠いところ親切な心遣いを大変喜ばしく思う。特別に大変大事にしている。よって、その方面において私に対して忠義を尽くすつもりだという旨は、非常に殊勝なことである。今後ますます他を顧みずに尽力するように。次に、望みがあるのであれば、自分としてはまったく異論はない。気にかけておかつもりである。」

末尾の一文「お前の望みについては、気にかけておいてやる」とは、何と偉そうな物言いなのでしょうか。

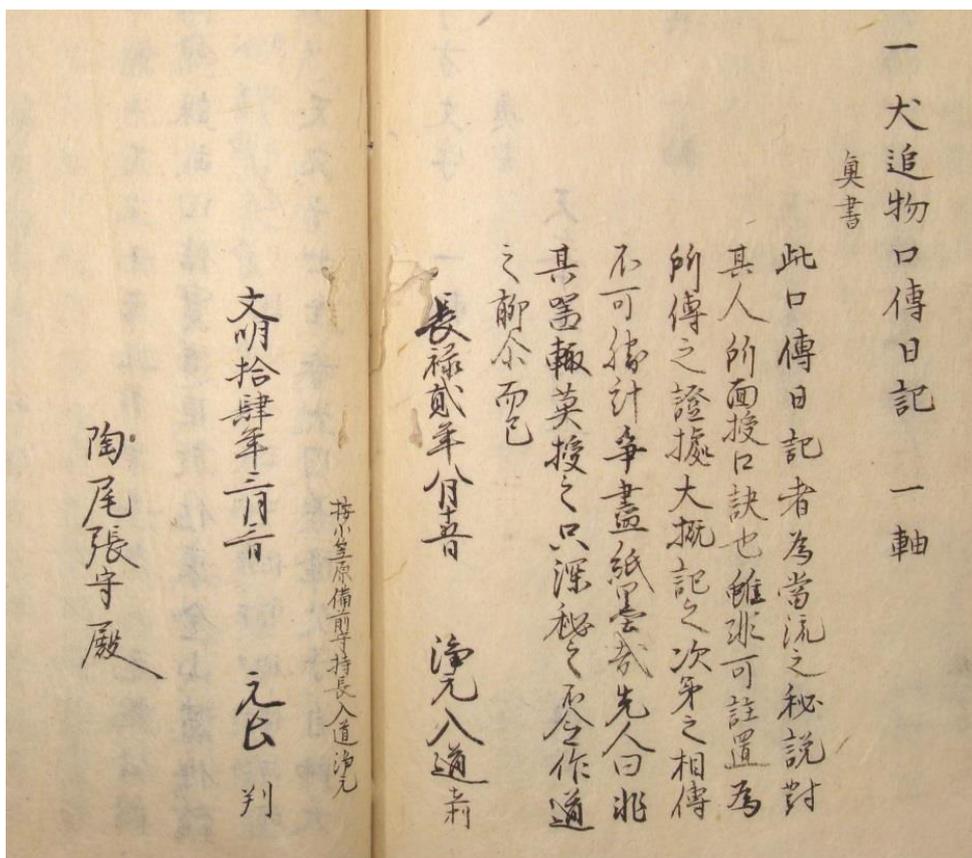
この手紙は、①相手の名前の書き始めの高さが、日付のそれよりも低い位置に書かれてある、②相手の名前の末尾に添えられた「殿」の字がひらがなに見えるくらい崩れている等、その形式も相手に対する敬意の度合いが低いもの（薄礼）となっています。

この手紙は、天正7～9年（1579～81）頃のものと考えられます。天下人の座をほぼ手中にした信長の思い切り「上から目線」の手紙といえるのかもしれませんが。

ところで、能島村上氏はこの鷹をどこから入手したのでしょうか？能島村上氏は瀬戸内海だけでなく、関門海峡を越えて九州の諸勢力とも交流を持っていました。彼らは海の世界を通じて外国とも盛んに交易を行っていました。そういったことから想像をたくましくすれば、あるいは彼らとの交易を通じて手に入れた朝鮮の鷹だったのかもしれませんが。



村上家文書 5「織田信長朱印状」



文書館 もんじょかん 動物記



書庫に棲む動物たち

③

戌

「犬追物口伝日記」奥書（毛利家文庫 15 文武 11 「騎射紀事料案」）

いぬ

中世の武将と「犬追物」

鎌倉時代の武士は、日頃から武芸の訓練に励みました。この訓練として笠懸・流鏑馬とともに行われたのが、走る犬を馬上から射る「犬追物」です（騎射三物）。なかでも犬追物は広い土地や多くの人馬に加えて数多くの犬の準備が必要だったため、有力な武士のあいだで行われました。

室町時代になると犬追物はしだいに定型化し、また小笠原流などの流派の「口伝」（くでん。秘伝を師が弟子に直接伝授すること）が行われました。写真は、小笠原流犬追物の「秘説」が文明 14 年（1482）に陶尾張守（弘護）に対して伝授され、その大概を記した記録が与えられたことを示すもので、その記録の原本は防府市の毛利博物館に現存します（複製物は当館で閲覧可能です。裏面参照）。

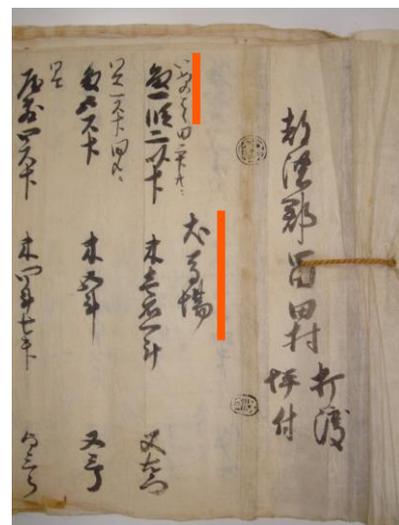
陶氏がさかんに犬追物を行っていたであろうことは、天文 7 年（1538）5 月におそらく山口の「陶殿」で犬追物が行われていること（「毛利隆元山口滞留日記」）や、当時の陶氏の本拠である富田保（現周南市）に「犬馬場」（犬追物が行われたフィールド）という地名があったことなどからうかがえます。

大内氏もさかんに犬追物を行いましたが、16 世紀の大内義隆の時代になると、しだいに娯楽色の強い競技となっていたようです。

防長における犬追物は、近世に入り、毛利氏の時代には廃絶しました。動物保護の観点からも、今後も決して復活しない競技だと思われます。

その意味では、これらの記録は、犬追物という文化のありようを知ることができる、たいへん貴重な遺産ともいえるでしょう。

「犬馬場」という地名

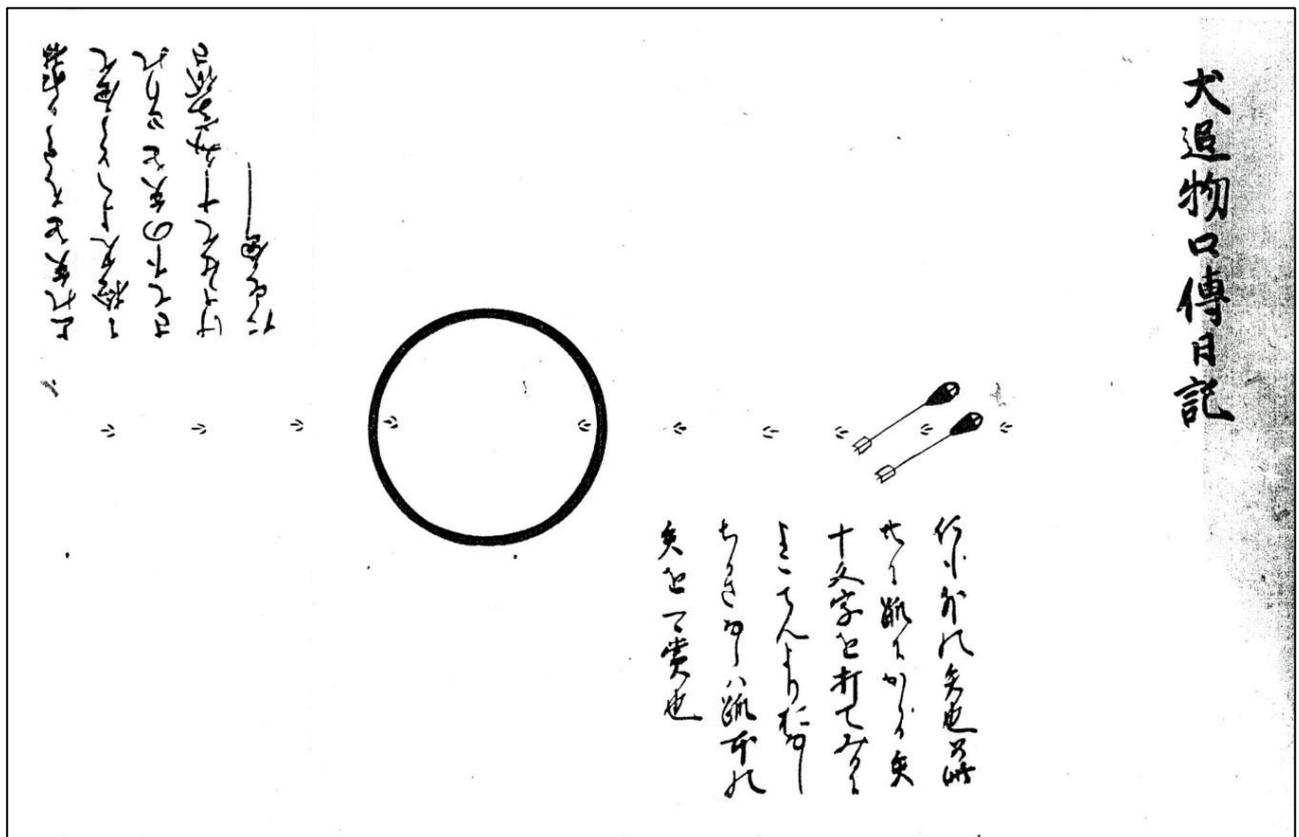


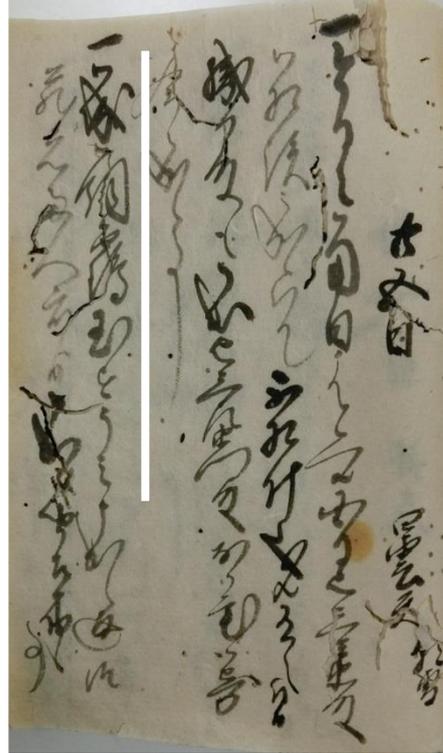
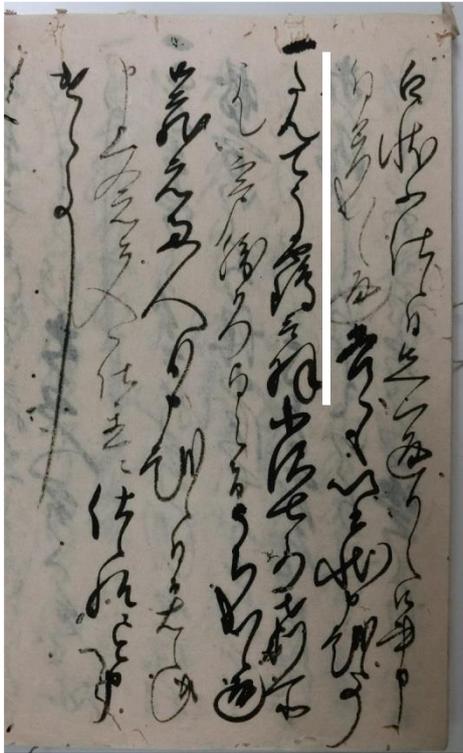
「犬馬場」（いぬのばば）地名は、当館の徳山毛利家文庫 打渡帳 30「防州都濃郡富田保打渡坪付 五」（元和 8 年（1622）、写真）や同 57「寛永御打渡牒」（寛永 3 年（1626））に見えますが、その後は見えなくなります。犬追物の廃絶とともに消えていった地名だと考えられます。

大内氏関係の「犬追物」の記録

和暦	西暦	出典	主催	大内氏	場所
明德 04	1393/10/19	後鑑	足利義満	大内義弘・弘茂・満弘	泉州堺
明德 04	1393/10/21	後鑑	足利義満	大内義弘	泉州堺
永正 06	1509/03/27	実隆公記	足利義尹	大内義興	京 室町殿
永正 07	1510/04/03	実隆公記	大内義興	大内義興	京 大内義興許
永正 07	1510/04/12	道照愚草	大内義興	大内義興	京 吉良殿御所
永正 07	1510/07/07	犬追物手組日記	大内義興	大内義興	京 大内殿馬場
永正 07	1510/07/19	犬追物手組日記	伊勢貞陸	大内義興	京 伊勢守馬場
永正 07	1511/08/09	実隆公記	大内義興	大内義興	京 大内宿所
永正 08	1511/06/28	実隆公記	細川高国	大内義興	京 細川方
永正 10	1513/09/14	後法成寺関白記	細川高国	大内義興	京 細川方
天文 07	1538/5/16	毛利隆元山口滞留日記	陶隆房	大内義隆	山口？ 陶殿
天文 07	1538/5/18	毛利隆元山口滞留日記	大内義隆	大内義隆	山口 殿中
天文 07	1538/6/16	毛利隆元山口滞留日記	大内義隆	大内義隆	山口 殿中

「犬追物口伝日記」（「毛利家文書写真帳 191」、現物は毛利博物館蔵）





「御留守居所日記」(左：天和3年2月25日条 右：同2年正月25日条)

文書館 もんじょかん 動物記



書庫に棲む動物たち

④

西

つる

記録史料の中のツルたち

1. 「御留守居所日記」の中のツルたち

「御留守居所日記」(毛利家文庫19日記7)22冊は、萩藩主第3代毛利吉就が在府し、国許を留守にしていた天和2～3年(1682～83)、萩藩領内で起きた火事や逃散・殺人などなど、さまざまな社会的事件や事故を記録した史料です。原本であり、後世の写本ではありません。ただし、天和3年の場合3・4月分を全く欠くなど、一部欠損部が見られます。

社会世相のほかにも鯨やツルなど動物の捕獲や観察に関する記事もよく出てきます。例えば、萩城の堀には白鳥や獺(カワウソ)が居ついています。白鳥はそこで抱卵さえており、番人がつけられ、観察が続けられていました。

➤「御城御堀之白鳥之玉(子)三ツ之内式ツ喰つぶし申候、云々」(2年3月3日条)

城堀の白鳥が獺に襲われたらしい話も記されています。

➤「御城御堀之白鳥壱羽脇之下を喰(われ)候て今晚方おち申候、

多分獺にて可有之候、云々」(3年10月8日条)

この獺は、3年10月22日、御歴々の前で狩猟される手はずでしたが、当日は荒天で記載が無く、計画は実現しなかったようです。

萩藩にとって鶴は当時、幕府からの拝領品であるとともに幕府への献上品でもありました。「初鶴」と称して、渡来初期には盛んに捕獲され、献上候補として処理保存されました。日記では、捕獲されたツル毎に、そのさまが代官を通じて報告されていたことがわかります。

捕獲されたツルの種類は、確認できる73例中、50例が黒鶴(ナベヅル)、22例が真鶴、そして丹頂が1例です。丹頂は、小郡宰判で捕獲されています。なお、八代(現周南市)へ渡来するツルはナベヅルです。

➤「たんてう(丹頂)鶴(ママ)壱羽、小沢七右衛門才判所にて三戸勝右衛門与(組)之者うち出候通蔵元両人より申越候付而、右之趣

「御留守居所日記」 鶴の捕獲数

➤ 天和2年1月1日～天和3年12月末の合計です。

宰判名	(羽)
大島	4
山代	1
上関	1
熊毛	7
都濃	3
三田尻	4
小郡	34
山口	2
船木	5
吉田	2
先大津	16
前大津	2
(大津郡)	4
奥阿武	10
(見島)	9
その他・不明	2
計	106

申上念ヲ入被仕置ニ仕候様こと申遣候事」(3年2月25日条、表写真左)

捕獲されたツルの地域性について、宰判毎にまとめたのが別表です。見通しのよきく広い平野に恵まれた小郡宰判の34例が抜群に多く、一方、捕獲例の見当たらないのが徳地・美祢・当島の3宰判に限られることから、藩領内津々浦々に飛来していたことが想像できます。

萩の沖合約40kmの見島でも3年9月の4日と24日に雁とともに黒鶴5羽と3羽の鶴(種類記

されず)が捕獲されたことが記されています。萩城内で飼育され、その上、産卵にまで及んだツルもいました。

➤「御城御飼鶴玉(子)をうみ申出候、云々」(2年正月25日条、表写真右)

ツルを食べたという記述も見えます。捕獲された献上用の仕置きの対象にならないツルは、祝膳の料理などに提供されました。

➤「先頃在郷よりうち出候疵付候鶴御仕置不相成候付、今晚御番(伴力)食之料理ニ被仰付、云々」(3年11月20日条)

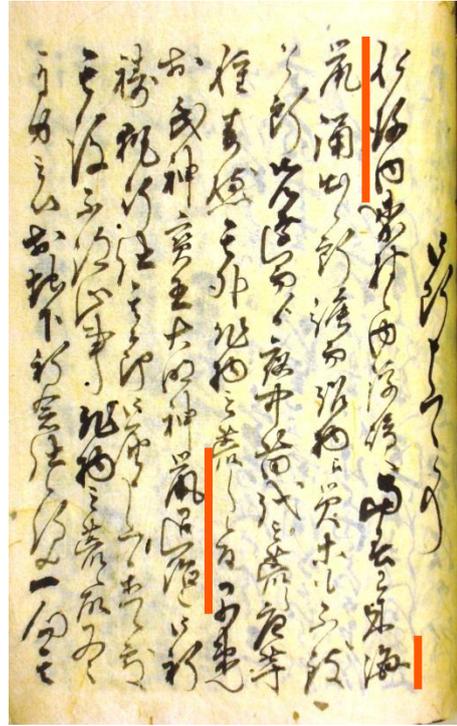
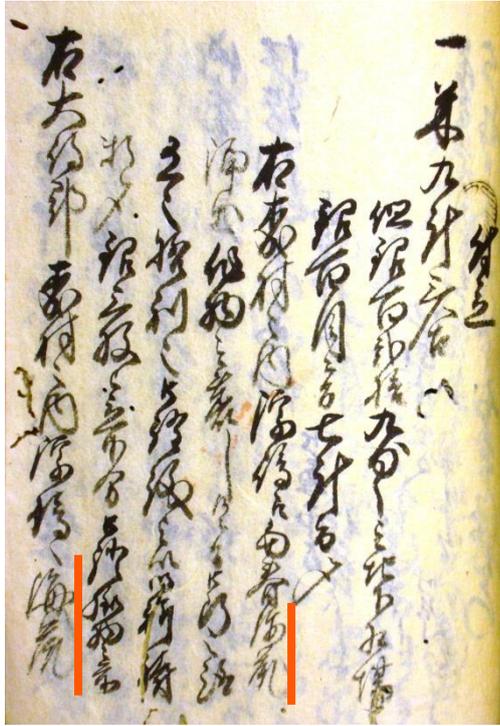
2. 絵はがき(佐倉谷家文書)の中のナベツル



撮影されたツルの写真は多くありますが、戦前期のものや撮影時期が判明するものはごく少ない中、館蔵品で唯一、佐倉谷(さくらや)家文書(上関町)63〔天然記念物八代鶴渡来地絵葉書〕に昭和14年(1939)と思われるスタンプの押された8枚セットの封筒入り絵はがきがあります。

写真をベースに着色印刷された観光用絵はがきで、被写体の内訳は、野鶴(やかく)空中飛翔(2枚)、群鶴降下、野鶴群遊、野鶴求餌(2枚)、野鶴埒(ねぐら)と「天然記念物八代村鶴渡来地」との内務省の標識制札であり、封筒により下関の写真館が製作、熊毛郡八代村野鶴保護会が販売していたことがわかります。

八代のナベツルが国の天然記念物の指定を受けたのが大正10年(1921)、355羽!の最大渡来数を数えたのが昭和15年です。昭和14年だとすれば、この絵はがきは飛来数の最も多かったころの状況を写しとっていることになります。



「大島郡本控」（宰判本控）4

文書館 もんじょかん 動物記



書庫に棲む動物たち

⑤

子

ねずみ

祈祷によるネズミ退治（江戸末期）

ネズミは愛らしい姿をした動物です。

しかし、危険な病原菌を媒介して伝染病を流行させたり、作物・食物に甚大な被害を与えるなど、歴史的にみれば、つねに人間との間に緊張関係をもった動物でした。

江戸時代も終わり頃の嘉永 4 年（1851）4 月、萩藩領大島宰判森村（現周防大島町）の庄屋が、藩に歎願書を提出しました。管轄する離島・浮島で大量のネズミが発生し、たいへんな被害が出ているのです（「大島郡本控」）。

歎願書には次のように記されています。

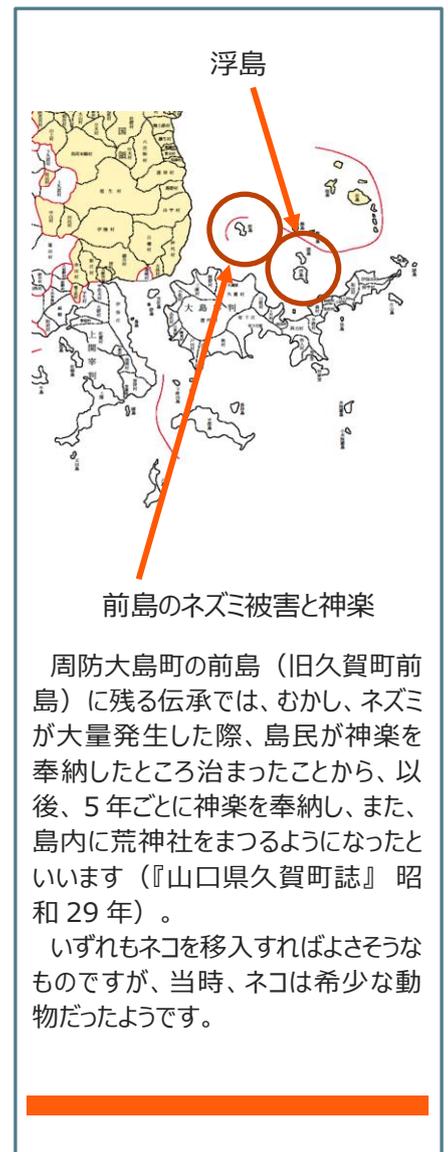
- ① 春からネズミが大量発生し、次第に苗代を荒らしたり、唐芋や麦などの作物に被害を与えるようになっている。
- ② 島民は、氏神である宝王神社でネズミ退治の祈祷を行ったが効果がない。その後、自力で祈祷を行ったりしたがまるで効果がない。

- ③ 過去、文政 10 年（1827）にネズミが大量発生し被害が出た時には、藩から銀子を下げ渡され、それによって祈祷を行ったところ、ネズミを退治することができた。
- ④ 今回もなにとぞ藩から援助を受けて祈祷を行いたい。

歎願書では、大量発生したネズミのことを「海鼠」と表現しています。また、浮島でのネズミの大量発生は今回が初めてではなく、24 年前にも発生していました。

江戸時代には、ネズミの大量発生という事態に対し、神社への祈祷という方法しか有効な手段がなかったこと、島民たちの要望で藩がその費用を支給するケースがあったことがわかります。

一方で、町場では「白いネズミ」を吉祥として尊び、福神である大黒天の使いとする風もあったようです（「和漢三才図絵」）。



前島のネズミ被害と神楽

周防大島町の前島（旧久賀町前島）に残る伝承では、むかし、ネズミが大量発生した際、島民が神楽を奉納したところ治まったことから、以後、5 年ごとに神楽を奉納し、また、島内に荒神社をまつようになったといわれています（『山口県久賀町誌』昭和 29 年）。

いずれもネコを移入すればよさそうなものですが、当時、ネコは希少な動物だったようです。

地域での組織的なネズミ駆除（昭和 40 年代）

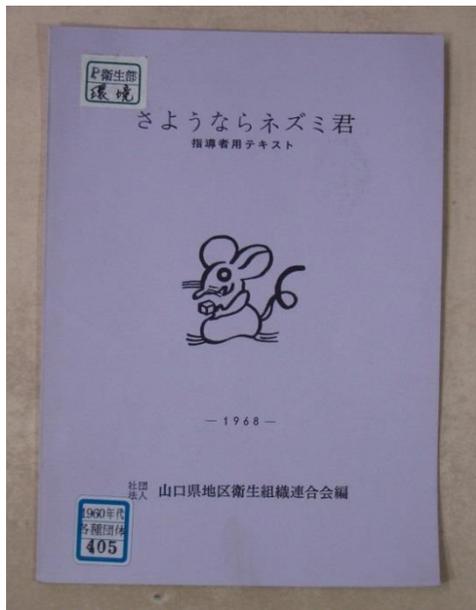
写真は、昭和 43 年（1968）、社団法人山口県地区衛生組織連合会が編集したネズミ駆除のガイドブック「さようならネズミ君」です（行政資料 1960 年代各種団体 405）。県内各地区に組織された衛生組織の指導者用テキストとして配布されました。

ネズミ駆除に熱心に取り組んだ地域は「ねずみ駆除優良地区」として県衛生連合会長から表彰を受けました。

このガイドブックでは、ネズミ駆除には地域での組織的な活動が重要であることを強調するとともに、駆除の方法として、

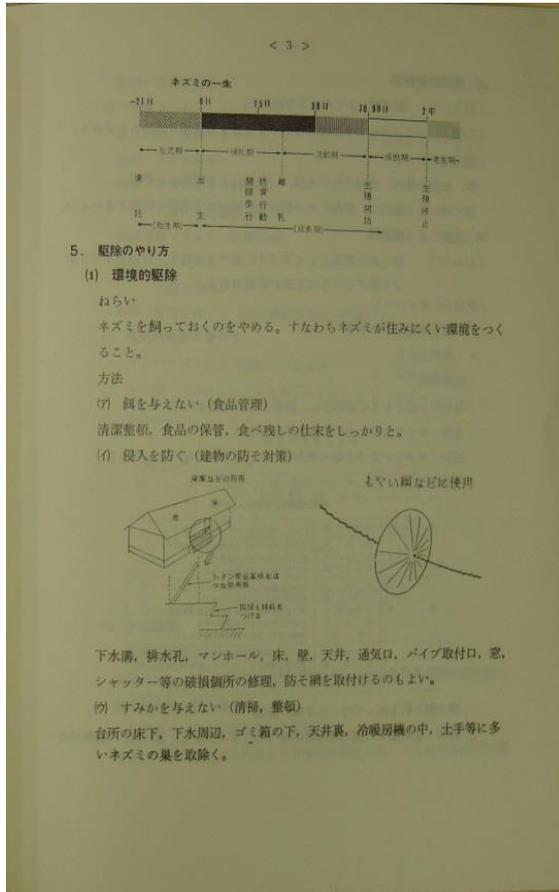
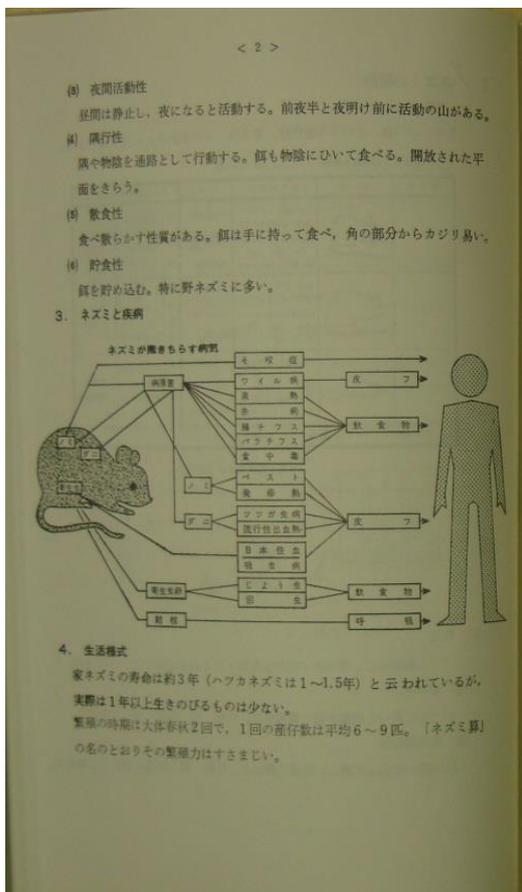
- (1) 環境的駆除
（ネズミの住みにくい環境づくり）
- (2) 機械的駆除法
（捕そ器によるネズミ捕獲）
- (3) 薬剤による駆除法
（殺そ剤による駆除）

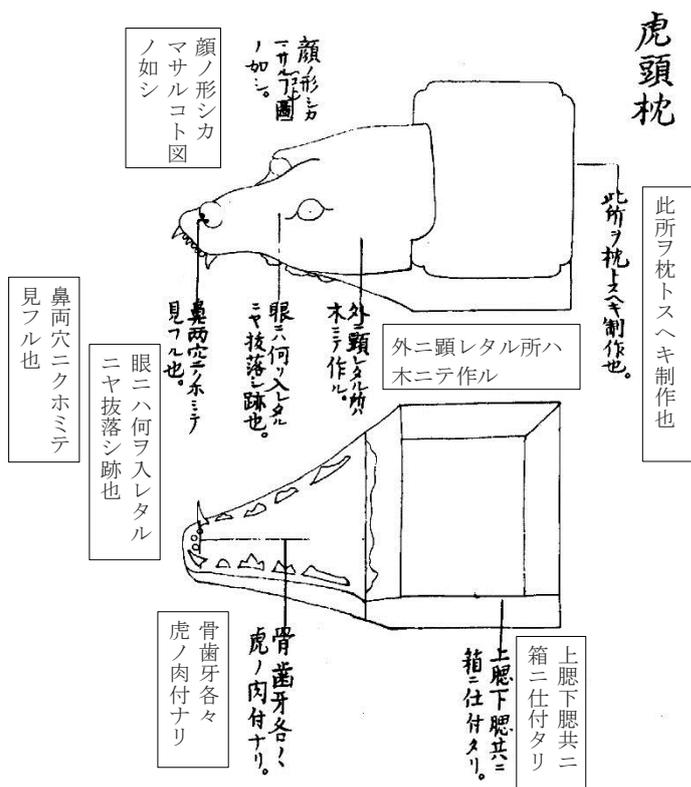
を紹介しています。



社団法人山口県地区衛生組織連合会

社団法人山口県地区衛生組織連合会は、市町村などにおける地区衛生組織の結成を援助し、その活動振興を図ることを目的に、昭和 41 年に設立された団体です。①地区衛生組織の強化、②機関誌の発行、③衛生害虫駆除運動の推進、④県環境衛生推進大会の開催、⑤健康感謝募金の実施、などを主な事業としていました。





「防長古器考 有図 25」

とら

文書館
もんじょかん
動物記



書庫に棲む動物たち

6

寅

虎と虎皮

上の「虎頭枕」を先祖代々伝えてきたという堅田広範家は、古く「栗屋」を名乗った毛利家譜代の家臣です。堅田元慶は毛利輝元や小早川隆景の信任を受け、隆景は元慶を養子として迎えようとまできましたが、元慶はそれを辞退し、堅田を名字として名乗りました。

天正 16 年（1588）には輝元に従って上洛し、豊臣秀吉にも気に入られました。文禄・慶長の役では毛利軍の一員として従軍しています。

そういう経緯からか、同家には小早川隆景の甲冑や鞍、豊臣秀吉から賜ったという小菊の生花などが残されていました。

この「虎頭枕」は黒塗りで、「歯牙トモ二頭ハ、所ハ悉ク現虎也。頭ノ全体ヲ半分用ヒテ、其外図スル所ハ虎頭ヲ箱ニ仕付タル制作也。（中略）上腮（あご）下腮ヨリハ現虎ノ頭ナリ（後略）」という説明がついています。

この「虎の頭骨」がどういう事情で堅田家に伝わったものかは明らかではありませんが、文禄・慶長の役で手に入れた、また朝鮮との交易で入手した等が可能性として考えられます。同じ「防長古器考 有図 3」には、毛利就盈家（厚狭毛利家）の先祖毛利元康が朝鮮陣の獲物として持ち帰ったという「虎頭」の詳細な説明があります（図はありません）。

トらは朝鮮半島には数多くいて、その皮は対馬の宗氏などを通じて日本にもたくさんもたらされ、敷物や行膝（むかばき）、鞍の下の敷物などに用いられました。それらの虎皮には、頭骨がついたものもあったと思われます。

裏面にあげたのは、「李朝実録」に見える、大内氏に関する虎皮・豹皮の輸入の記録の一覧と、対馬の宗氏を通じて大内氏方へ贈答された虎皮・豹皮の記録一覧です。

「奈古屋家伝来之
長刀虎皮伝記」



奈古屋家に伝来した虎皮も、朝鮮陣であげた首級の代わりに、敵が草摺（すね当て）にしていた虎皮を持ち帰ったものだと言っています。

（奈古屋家文書 207）

「李朝実録」にみる虎皮・豹皮の輸入（『山口県史史料編中世1』より抜粋）

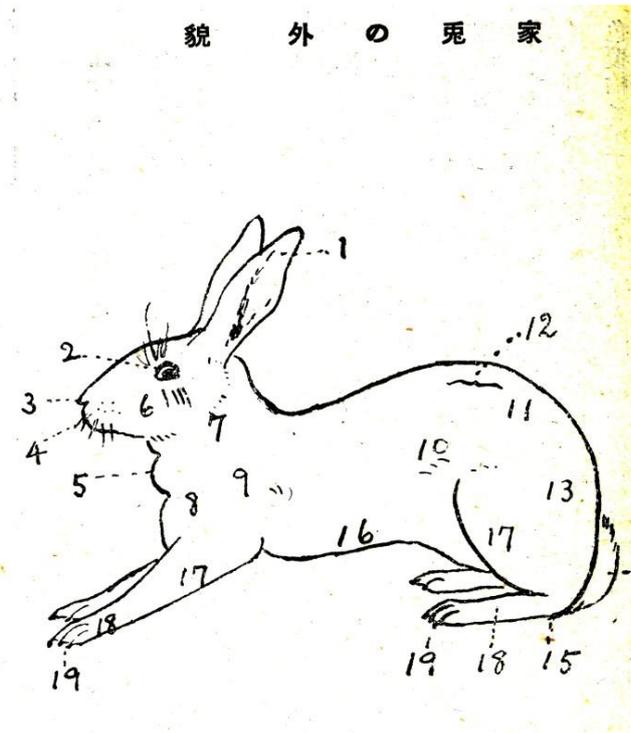
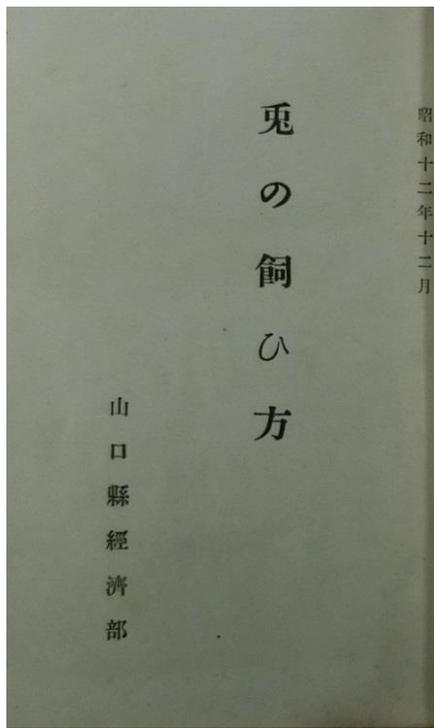
	李朝	和暦条	西暦	虎皮・豹皮	
李朝実録	定宗	応永6年7月20日条	1399	虎豹皮	
	太宗	応永15年8月1日条	1408	虎豹皮	
	世宗		応永31年正月9日条	1424	虎皮2領
			応永31年2月7日条	1424	虎皮2領、豹皮1領
			正長元年11月26日条	1428	虎皮2張、豹皮1張
			正長元年12月7日条	1428	虎皮4張、豹皮2張
			永享2年12月12日条	1430	豹皮
			永享4年7月27日条	1432	虎皮4領、豹皮2領
			嘉吉3年2月21日条	1443	虎皮10領、豹皮10領、豹皮坐子1事
			嘉吉3年2月21日条	1443	虎皮4領、豹皮3領、虎皮坐子1事
			嘉吉4年正月21日条	1443	虎皮4領、豹皮2領、虎皮坐子1事
			文安元年6月19日条	1444	虎皮6領、豹皮3領
			文安2年3月2日条	1445	虎皮4張、豹皮2張
			文安3年6月17日条	1446	虎皮4張、豹皮2張
	世祖		康正3年4月3日条	1457	虎皮4張、豹皮4張
			康正3年6月1日条	1457	虎皮1張、豹皮1張
			長祿3年8月24日条	1459	虎皮心豹皮辺てん皮裏坐子1事
			長祿3年8月24日条	1459	虎皮4張、豹皮2張
	成宗		文明5年9月9日条	1473	虎皮1張、豹皮1張
			文明6年8月27日条	1474	虎皮1張、豹皮1張
			文明9年正月8日条	1477	虎皮4張、豹皮2張
			文明11年5月21日条	1479	豹皮2張
			文明11年5月21日条	1479	虎皮2張、豹皮2張
			文明11年5月21日条	1479	虎皮2張
			文明15年10月29日条	1483	虎皮2張、豹皮2張
			長享元年8月3日条	1487	虎皮2張、豹皮2張
			延徳2年10月13日条	1489	虎皮1張、豹皮1張
	中宗	大永8年7月23日条	1528	豹皮	

*1378年～1528年で虎皮73枚以上、豹皮52枚以上。ただし、これらのすべてが大内氏の入手したものとは限りません。

対馬の宗氏から大内氏側への贈答品にみる虎皮・豹皮

和暦	西暦	虎皮	豹皮	贈	受	備考	No.
(享祿2) 10.26	1529	1		宗盛賢	大内義隆	大内義隆家督相続祝	1
(享祿2) 10.26	1529	1		宗盛賢	陶隆房	大内義隆家督相続祝	3
享祿4.6.7	1531	1		宗盛賢	陶興房	遼遠を謝す	88
天文2.4.11	1533	1		宗盛賢	大内義隆	戦勝祝	140
天文2.4.11	1533		1	宗盛賢	陶興房	戦勝祝	142
天文3.6.24	1534	1		宗将盛(盛賢)	大内義隆	当年の御慶	167
(天文4) 8.6	1535		1	宗将盛(盛賢)	大内義隆	開陣の礼	177
(天文4) 8.6	1535		1	宗盛廉	陶興房	開陣の礼	183
(天文5) 6.2	1536	1		宗将盛(盛賢)	陶隆房	陶隆房家督相続祝	189
(天文6) 3.5	1537	1		宗将盛(盛賢)	大内義隆	返礼	203
(天文7) 3.5	1538	1		宗将盛(盛賢)	大内義隆	綸旨の祝儀	234
(天文7) 10.20	1538	2	1	宗将盛(盛賢)	大内義隆	返礼	262
(天文7) 10.20	1538	1		宗将盛(盛賢)	陶隆房	返礼	264
(天文8) 6.16	1539	1		宗貞泰	大内義隆	家督啓上	275

* 田中健夫『対外関係と文化交流』所収の「大永享祿之比 御状并書状之跡付」より作成。右端列はその史料番号です。



山口県経済部『兎の飼ひ方』（鍛冶利吉文書 154）

うさぎ

ウサギと戦争～毛皮に、肉は缶詰に～

平成 16 年（2004）時点のデータによれば、山口県内では 22 戸の農家が 106 羽、県内 5ヶ所の農林事務所が 2,171 羽のウサギを飼っていました。

ところが、昭和戦前期には、県内で 6,000～7,000 戸もの農家が養兔業に従事し、多い時には 36,000 羽ものウサギが飼育されていました。

1. 近代の養兔業

ウサギ（家兔）が日本に輸入されたのは明治維新以後です。当初は愛玩用が主でしたが、日清戦争（明治 27～28〈1894～95〉）、日露戦争（明治 37～38〈1904～1905〉）の際には、毛皮が防寒用として軍需品に、肉は缶詰に利用され、畜産業のひとつとしてウサギの飼育がさかんになりました。

第一次世界大戦（1914～19）中には、ウサギの肉・毛皮需要が増加し、輸出も行われるようになりました。

戦争が養兔業の追い風となったのです。

【参考】山口俊策「時局と養兔業」（『地理』vol.2 1939）

2. 山口県内での養兔業

山口県内でウサギの飼育がさかんになるのは昭和になってからです。

第一次大戦後、大正後期から昭和初年にかけて、経済恐慌により農村不況が深刻になると、山口県は、大森望知事の強い指導の下、その対策のひとつとして、農家にさまざまな副業を奨励します。畜産関係では、肥牛、養豚、養蜂、養鶏とらんで養兔も奨励されました（『山口県政史』）。

山口県経済部『兎の飼ひ方』（昭和 12 年 12 月刊行）

山口県庁の経済部（経済更正課・農務課・商工課・水産課・林務課・土木課・耕地課で構成される部局）が、兔皮の増産のため、ウサギの飼育方法をまとめ刊行した小冊子です。

その緒言には次のようにあります。

近時兔毛皮の需要激増し殊に最近軍需品として重要視せらるゝに至り非常時局に直面する今日之が増産は愈々緊切の度を加えつゝあり

本県に於ては之が実情に鑑み国の施設に順応し曩に兔毛皮増産奨励施設を計画し挙県一致速に之が増産に邁進せられむことを切望するものなり

本書は今後家兔飼養に従事せむとする者の参考に資せむが為刊行せるものなり

昭和十二年十二月

山口県経済部

3. 昭和戦前期のウサギ飼育数

当館には、昭和戦前期、副業奨励を担当した県庁各課の文書「副業一件」が遺っており、その中に、県内のウサギ飼育数のデータがあります。

大正 15 年（1926）時点では、まだ、点的に養兔業が行われているに過ぎませんでしたが、昭和 2 年（1927）以降、県が副業奨励に力を入れると、養兔業もさかんとなり、昭和 9 年調査では戸数 6,300、飼育ウサギ数は 36,000 余、昭和 11 年では戸数 7,100、飼育数 28,000 余を数えました。

全国的にみても、また、県内の他の家畜数と比べても、大きな規模ではありませんが、現在では考えられないほど、多数のウサギが県内で飼育されていたのです。

【昭和 9 年山口県内の養兔業者戸数および飼育数】

	飼育戸数				飼育頭数 計
	10頭未満	10～50頭	50頭以上	計	
下関市	8	2	2	12	340
宇部市	156	13		169	440
山口市	7			7	214
萩市	25	6	2	33	606
徳山市				0	0
大島郡	517	81	6	604	3,675
玖珂郡	1,675	151	4	1,830	8,534
熊毛郡	254	21		275	1,392
都濃郡	767	35	4	806	8,139
佐波郡	404	25		429	1,631
吉敷郡	556	57	2	615	2,805
厚狭郡	206	21		227	1,375
豊浦郡	237	63	4	304	2,412
美祢郡	347	26	1	374	1,740
大津郡	39	1		40	116
阿武郡	530	57	1	588	2,642
計	5,728	559	26	6,313	36,061

重要文化財山口県行政文書「副業一件」（県庁戦前 A 農業）より作成

4. 『兎の飼ひ方』－戦争とウサギ－

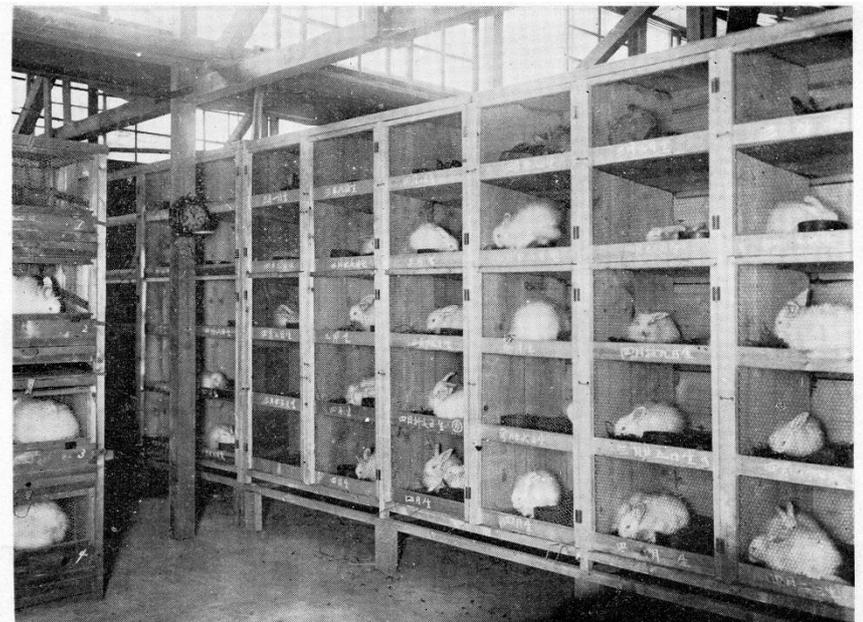
中国大陸での戦争が激しくなるにつれ、軍需物資としてのウサギ皮の需要がいつそう高まっていきます。

日中戦争が開始された昭和 12 年（1937）12 月に、山口県が『兎の飼ひ方』という小冊子を刊行しています。軍需用品としての毛皮が重要視され、増産の緊急度が増していることから、兎飼育従事者の参考とするため刊行したものです。ウサギの種類、繁殖方法、飼育管理、病気対策がまとめられるとともに、飼育箱の図面も収録されています。

戦争の激化が、軍需品としてのウサギの重要性を高めていったのです。

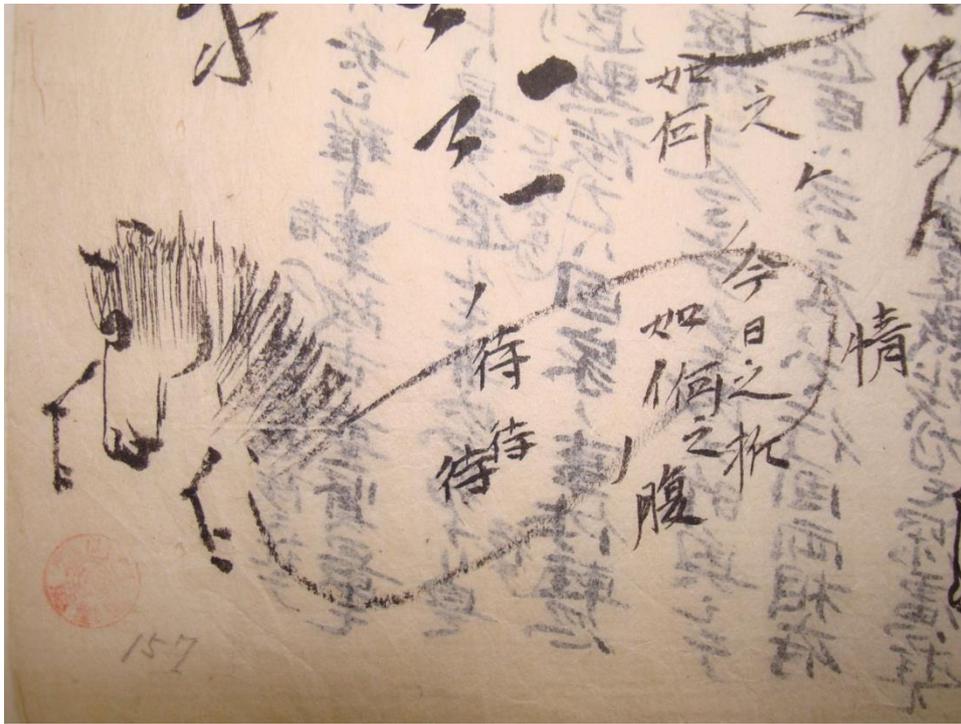
昭和 16 年に太平洋戦争が始まると、需要の増加、増産奨励にもかかわらず、飼育数は 12,000 頭前後に減少したといえます（山口県経済部特産課「農村副業のしるべ」1950 経済 23）。

【ウサギの飼育舎風景】



帝国副業奨励會の兎舎内部

帝国副業奨励會編『アンゴラ兎の飼育法』（昭和 6 年）より引用
（県立山口図書館蔵）



吉田松陰関係資料 157「意見書文案」の裏面

文書館 もんじょかん 動物記



書庫に棲む動物たち

⑧

午

うま

「吉田松陰関係資料」の中の馬の絵

この馬の絵は、吉田松陰関係資料No.157「意見書文案」の裏面に描かれているものです。

いったいだれが描いたものなのでしょう？

1. 表側は松陰の意見書案

馬が描かれた面の反対側、文書の表側には、作成者名も年月日もありませんが、山口県教育会編『吉田松陰全集』（昭和7～12年刊）以来、安政6年（1859）2月頃、松陰が記したものと推定されています。この時期は、松陰が老中間部詮勝襲撃を計画したことから、藩が彼を再度野山獄に投獄した時期（安政5年12月～同6年5月）に当たります。

文書の内容は、松陰が藩（もしくは藩の重職）へ提出しようとした意見書の下書のようなものです。藩の役人人事はたいへん難しい問題であること、藩の重役はもちろん、重役を補佐する役人の人選には十分な吟味が必

要であること、人事の決定は衆議を尽くし、できるだけオープンであること、いったん決定した人事はできるだけ長く続けること、下からの意見上申の道を担保すること、などを提言しています。

2. 裏側は手紙の下書き

一方、馬が描かれた側の文章にも、作成者名や年月日はありません。

内容は、個人的な手紙の下書きです。「小幡ばい堂」なる人物の病状を尋ねたり、手紙の前日、宛先となる人物が忘れて帰った袴のことなどについて書かれています。手紙の内容と馬は何も関係ありません。馬の絵は、単なるいたずら書きのようです。

これまでの研究の中で、この文章は、松陰が書いたものとは考えられていません。ゆえに『吉田松陰全集』にも収録されていないものです。

現時点では、だれが書いた文章なのか不明なのです。

吉田松陰関係資料



吉田松陰に関する文書や所用品など、松陰が家督を継いだ吉田家に伝わった「吉田松陰関係資料（吉田家伝来）」754点は、山口県文書館が所蔵しています。

これらは、松陰の生涯に関する資料が時代に偏ることなく残り、松陰の行動や思想を知る上で基本となる資料であることから、平成21年11月17日、山口県指定有形文化財（歴史資料）に指定されました。文書の多くは『吉田松陰全集』に翻刻されています。

3. なぜウマの絵が意見書の裏に？

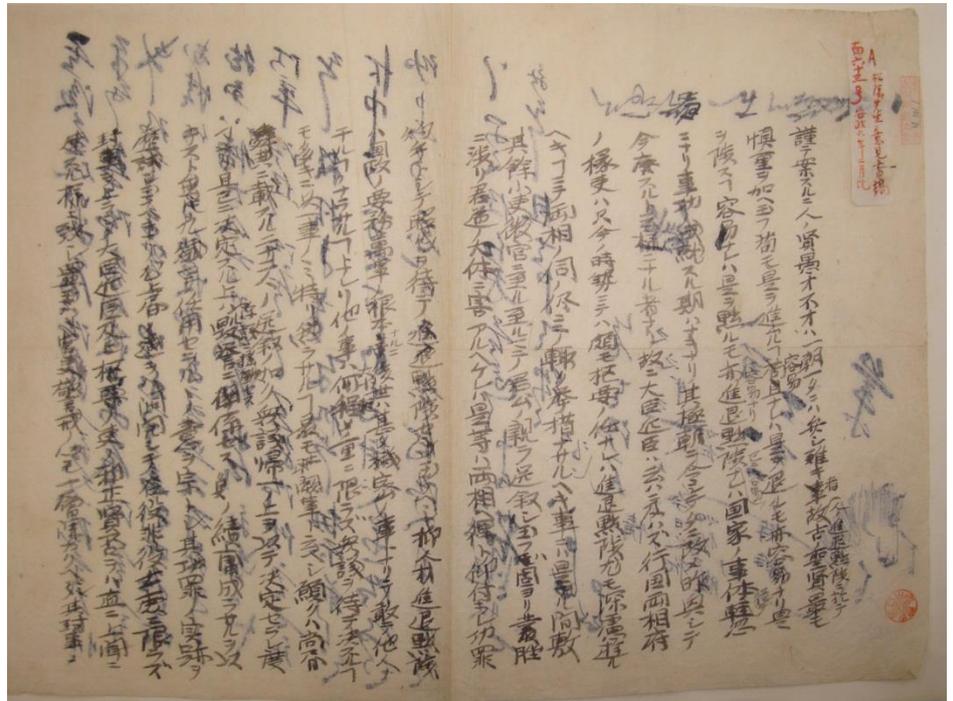
なぜ松陰が書いた意見書案の裏側に馬の絵があるのでしょうか？

可能性としては、

- ①紙が自由には使えない野山獄中であって、松陰が反古紙を再利用したもの
- ②松陰死後、意見書案が反古紙となり、誰かが手紙の下書き用に使ったもの

という二つが推測されますが、②は考え難く、①の可能性が高いでしょう。

残念ながら、現時点では、この馬の絵を松陰が描いたと考えることは難しいようです。ただし、少なくともこの馬の絵を「松陰も見た」とはいえそうです。



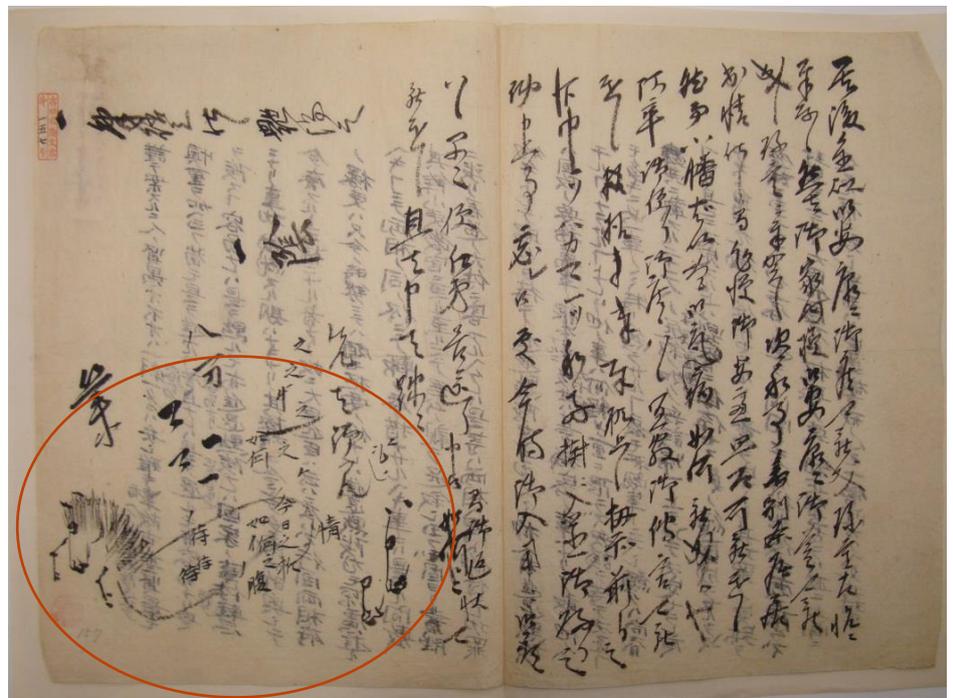
「意見書文案」の表側：松陰の上申書の下書き

4. 馬の絵が意味するものは？

松陰の意見書案の裏側に、このような馬の絵があることは、これまで取り立てて指摘されたことはありません。

松陰研究は、主に『吉田松陰全集』など活字史料を利用して進められていますが、いまいちど原文書に注目することで、さまざまな新しい発見がある可能性があります（たとえば筆跡、紙の質、読みの訂正など）。もしかしたら、そこから新たな研究が広がるかもしれません。

馬の絵は、そうした問いを投げかけるひとつのシンボルとして理解すべきかもしれません。



「意見書文案」の裏側：誰かの手紙の下書きと馬の絵
馬の右側に馬の顔や人の顔なども描かれています。



家畜市場でセリ市にかけられる羊？（グラフ山口ー農林 527）

文書館 もんじょかん 動物記



書庫に棲む動物たち

⑨

未

ひっじ

昭和戦後の農山漁村新生運動と 羊の増産

1. 大正～昭和戦前期の 県内羊数

『山口県の統計百年』（山口県統計課 1968）によれば、大正11年（1922）時点、山口県内での羊飼育数は65頭でした。現在知られる最も古いデータです。

こののちしばらく、飼育数は100頭を越えず、戦争が激しくなる昭和15～20年によやく110～150頭程度でした。

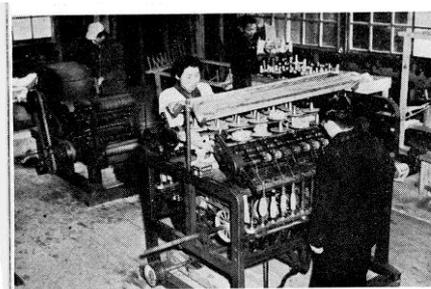
2. 農山漁村新生運動と めん羊

終戦後、山口県は荒廃した農山漁村の振興と民主化を図るため、昭和25年から「農村新生運動」をスタートさせました（昭和27年より「農山漁村新生運動」に改称）。

この運動の中で、畜産振興策のひとつとして、めん羊や山羊の導入が

推奨されました。導入が比較的容易で、羊毛による衣料の自給、山羊乳による栄養改善などで利点が大きいとされたのです（山口県農村振興対策審議会編「農村新生計画樹立の手引」行政資料 1950年代 経済2）。

積極的にめん羊を導入し、「県下一のめん羊の村」となったのが厚狭郡二俣瀬村（現宇部市）です。めん羊の放牧を行うとともに、農協との協力で村営紡毛工場も建設しました。



二俣瀬村の村営紡毛工場
（「新生運動の歩み」〈行政資料 1950年代農業17〉より）

羊皮が張られた萩城の太鼓



江戸時代、萩城の時打櫓には時報を伝える太鼓が置かれていました。

江戸時代に著された地誌「萩古実未定之覚」によると、この太鼓には、羊皮が張られていました。もとは山口の香積寺にあり、胴内には大内義弘の銘があったといえます。

羊皮の張られた太鼓、どんな音がしたのでしょうか。

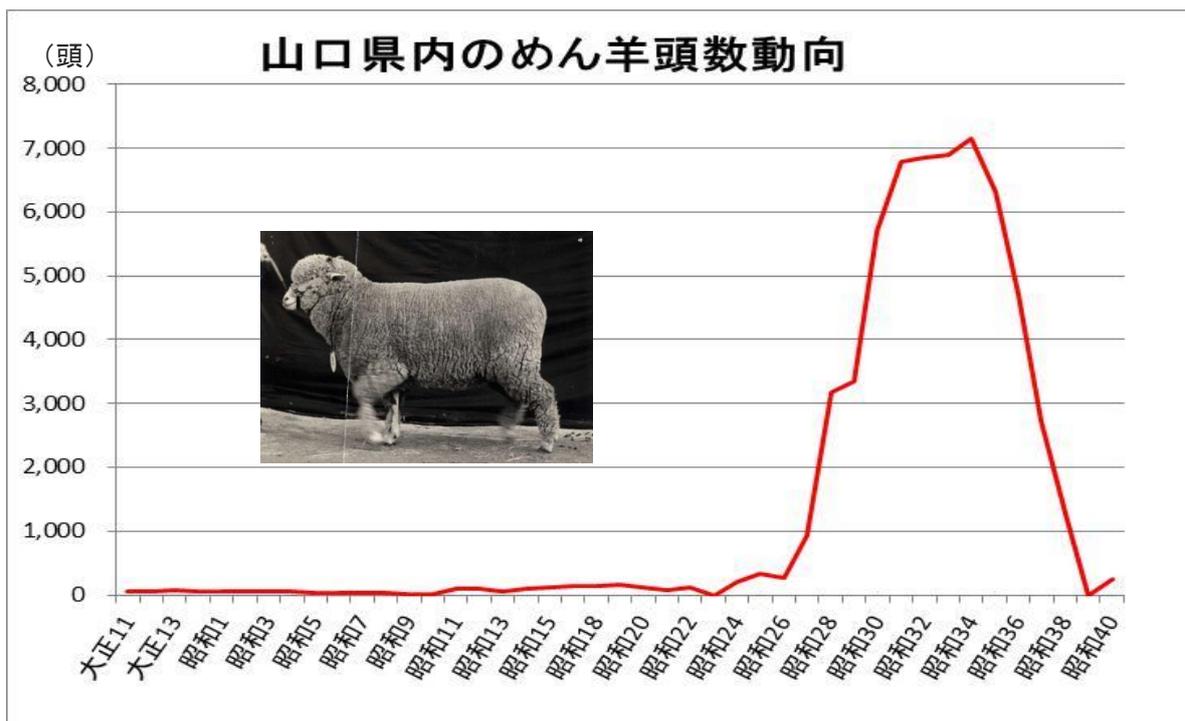
3. めん羊数の激増・激減

新生運動スタートから間もなく、県内めん羊の飼育農家戸数および飼育数は飛躍的に増加します。運動以前、昭和 24 年には 142 戸、203 頭であったものが、同 27 年には 600 戸、928 頭となり、翌 28 年には 2,190 戸、3,180 頭と急激な増加をみせました。以後増加は続き、ピーク時の昭和 34 年には飼育数 7,150 頭、戦前の約 50 倍にもなりました。戦後の衣料原料の窮迫が追い風になったとされています（山口県「家畜および鶏の改良増進計画」行政資料 1960 代農林 566）。主産地は厚狭郡、吉敷郡、都濃郡、玖珂郡などでしたが、次第に錦川流域地域でも盛んになりました。

ところが、その後は減少いちじるしく、6 年後の昭和 40 年には 178 戸、240 頭にまで減少しています。「ひつじの夢」は、はかなく消えてしまいました。



山口県民室発行の「県政だより」昭和 30 年（1955）1 月号。
未（ひつじ）年にあたるこの年、県内のめん羊頭数は 5,690 頭でした。



当館蔵『山口県統計年鑑』『山口県の統計百年』より作成



山口の万歳が被っていた鶏頭の烏帽子（部分、一般郷土資料 1704、部分）

文書館 もんじょかん 動物記



書庫に棲む動物たち

10

西

にわとり

鶏をまねる芸能

写真上・右の烏帽子は、おそらく大内氏の時代から山口を中心に正月の門付け（かどつけ）にまわった万歳（まんざい）がかぶっていたものです。彼らは家々でその家を寿ぐ祝言を唱え、歌舞しました。

彼らは江戸時代には、萩城及び城下にも門付けに出るようになり、武士の家にも上がりこんでいました。鶏頭をかたどった烏帽子の下賜や修理も、藩の重臣によって行われていたようです。

彼らは大内氏の先祖と一緒に渡来したという由緒をもつ陰陽師の末裔だと考えられており、山口市大内御堀の乗福寺の保護を受けていました（毛利家文庫遠用物近世後期200）。右下の写真は彼らの万歳の様子を描いたものです。

またこれとは別に、山口県域で行われている（いた）風流のなかに、二羽の鶏に扮した「胴取」が頭上に鶏を模した切形などを戴き、締太鼓を胸にして鬪鶏の仕草をする、「楽踊」

「腰輪踊」などとよばれる特徴ある芸能が数多くあります（裏面参照）。

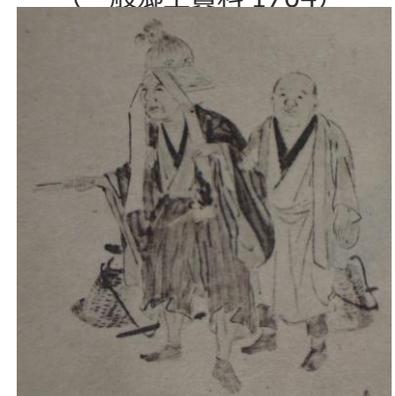
この芸能は山口県独特と言ってもよいほどで、周辺の他県にも類似のものを見いだすことができません。『山口県史民俗編』でも一章をさいてこの踊りの伝承を記述しています（第Ⅱ編第四章）。

鶏は夜明けを告げる「陽＝昼」の動物であり、「陰＝夜」を象徴する「魔」を追い払う力があるとされていました。また同様に、「陽＝太陽」の象徴として五穀豊穡の利益につながると考えられていたようです。また、この踊りには、牛馬の息災をうたうものも数多くあります。

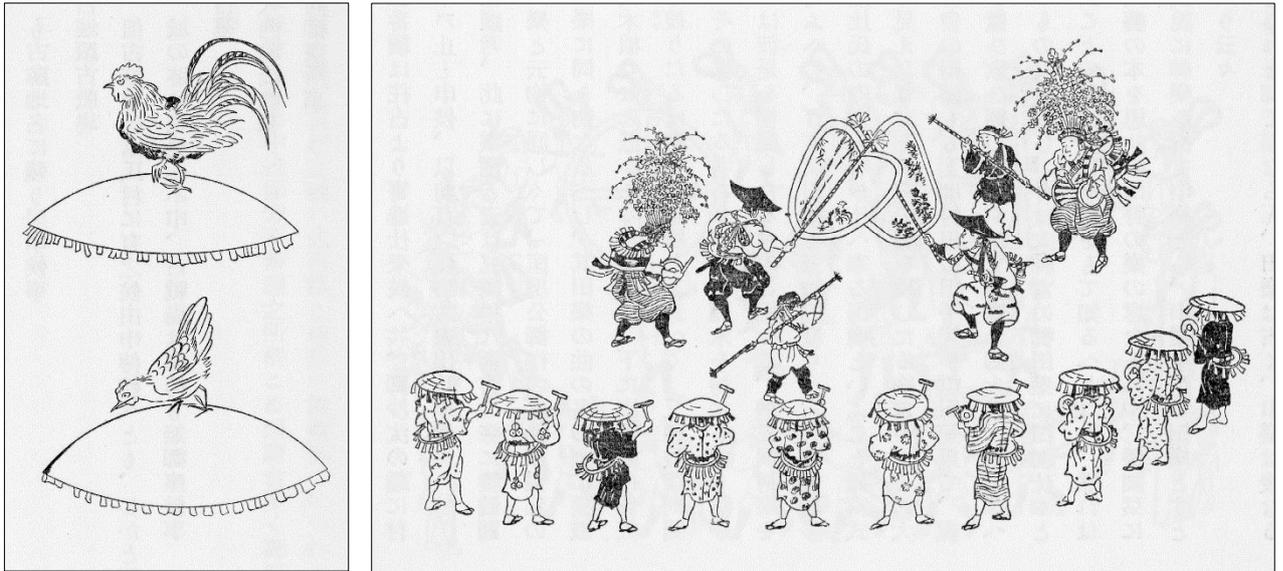
しかしそれにしても、なぜこの踊りが山口県に特徴的に分布しているのでしょうか。大内氏が伊勢神宮から勧請した高嶺大神宮の存在の影響や大陸との関係も推測されていますが、いまのところ謎というしかないようです。



(一般郷土資料 1704)



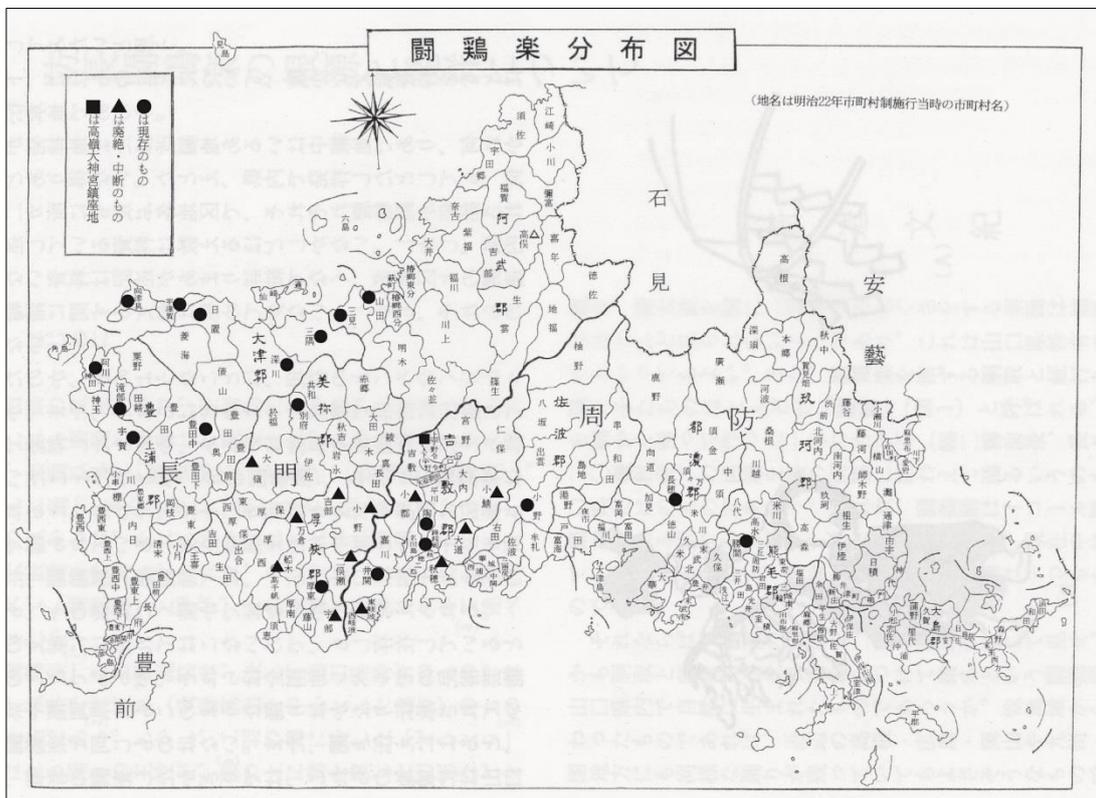
(個人蔵。『森寛齋遺作図録』恩賜京都博物館、1944より部分転載)



左：金淵山龍神社（奥阿武宰判片俣村）の「念仏踊」に用いられた花笠の図。踊りは特定の家筋によって担われ、雨乞いや牛馬安全のために執行されました。「鶏は紙にて鶏を一つがひ拵え、華笠の上に付たるを着、胸へ羯鼓をつけ、腰輪とて五色の紙を切下ケたる大きな輪を腰にさし、肩よりたくりやうなるものにて釣つけ袴を着す」というでたちでした。

右：赤崎社（前大津宰判深河村）に伝わる「楽踊」の様子。踊りの一つに「闘鶏」があります。踊り手は鶏の形をかぶっていませんが、左側の大きな団扇状のものに鶏が描かれています。（左右いずれも「防長風土注進案」より）

「楽踊」「腰輪踊」など鶏をまねる踊りの分布



新造文紀「防長闘鶏楽の根源と発祥について」（山口県地方史研究 第 83 号、2000）より作成

文書館 もんじょかん 動物記



書庫に棲む動物たち

11

戌

いぬ



「東海道中膝栗毛」の挿し絵です。東海道から伊勢神宮への分岐点・追分の茶屋を描いています。

この犬も伊勢参宮犬だったかも？

「東海道中膝栗毛」（柳井市金屋小田家文書 和 334）より

長州犬の伊勢参り

1. 犬の伊勢参り

江戸時代、全国各地から多くの人々が伊勢参りの旅に出かけました。

仁科邦男氏『犬の伊勢参り』（平凡社新書 2013）によると、江戸時代後半から明治初年にかけて、犬が伊勢神宮に参詣する出来事、「犬の伊勢参り」が全国各地で目撃されたといえます。

「犬の伊勢参り」は、奇談・怪談ではなく、起こりうる出来事として当時の人々に認識されていました。

2. 文書館所蔵文書にも記されている犬の伊勢参り

当館の所蔵文書の中にも、伊勢参宮犬の記事があります。

萩藩の公的記録である「諸事小々控」や、「当職所日記」「密局日乗」など藩の役所日記、あるいは山陽道沿いの宿場町に残された記

録などに、文化 9～11 年（1812～14）の伊勢参宮犬に関する記事があります。

3. 萩に送られてきた伊勢参宮犬

文化 9 年（1812）5 月、「赤まだら女犬」が青駄に乗せられ萩に送られてきました。添えられていた文書には、萩の大岡三郎左衛門が伊勢参りに送り出した犬だ、と書いてありました。この犬は、参宮の途中、姫路近くから送り返され、出雲街道、山陰道を通って萩に来たのでした。

さっそく萩藩が調べたところ、大岡三郎左衛門なる人物は萩にはおらず、伊勢参宮犬を送り出した者もいませんでした。真相は不明でした。結局、この犬は藩が飼うことになり、のちに、萩の椿八幡宮へ譲られました。

○諸事小々控（31 小々控 19）

藩の重職である「当役」に附属する役所・御用所で利用された記録シリーズです。伊勢参宮犬の記事は、毛小々控 19(49 の 36)にあります。

○当職所日記（19 日記 22）

藩の重職である「当職」に附属する役所・当職所で作成された公務日記です。伊勢参宮犬の記事は、文化 9 年 5 月 4 日条、同 8 日条、11 日条、および文化 11 年 2 月 20 日条にあります。

○密局日乗（19 日記 18）

毛利家や萩藩の歴史に関する調査を主に担当した役所・密用方の公務日記です。文化 11 年 2 月 27 日条に記事があります。



4. 伊勢参宮犬、子連れで願いを成就する

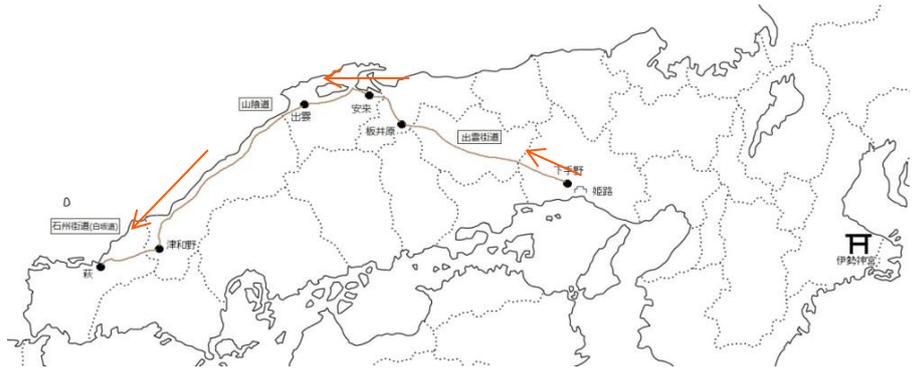
文化10年（1813）6月ごろ、この犬は神社を逃げ出し、萩から姿を消しました。

ところが、翌11年2月ごろ、この犬が駕籠に乗せられ明木まで帰ってきたのです。

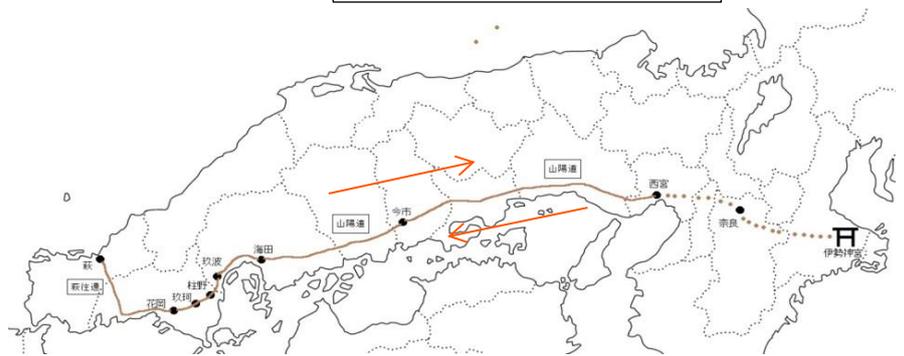
添えられていた文書によれば、犬は、前年11月頃、山陽道沿いの宿場周国久米（現下松市）で子犬を産んだのち、親子連れで正月に伊勢にたどり着き、伊勢参宮を成就したというのです。文化11年はちょうど戌年に当たりました。

犬には、街道沿いの人々が寄附したたくさんの金銀銭のほか、伊勢参りを褒め称えた10首もの歌が括り付けられていました。2首紹介します。

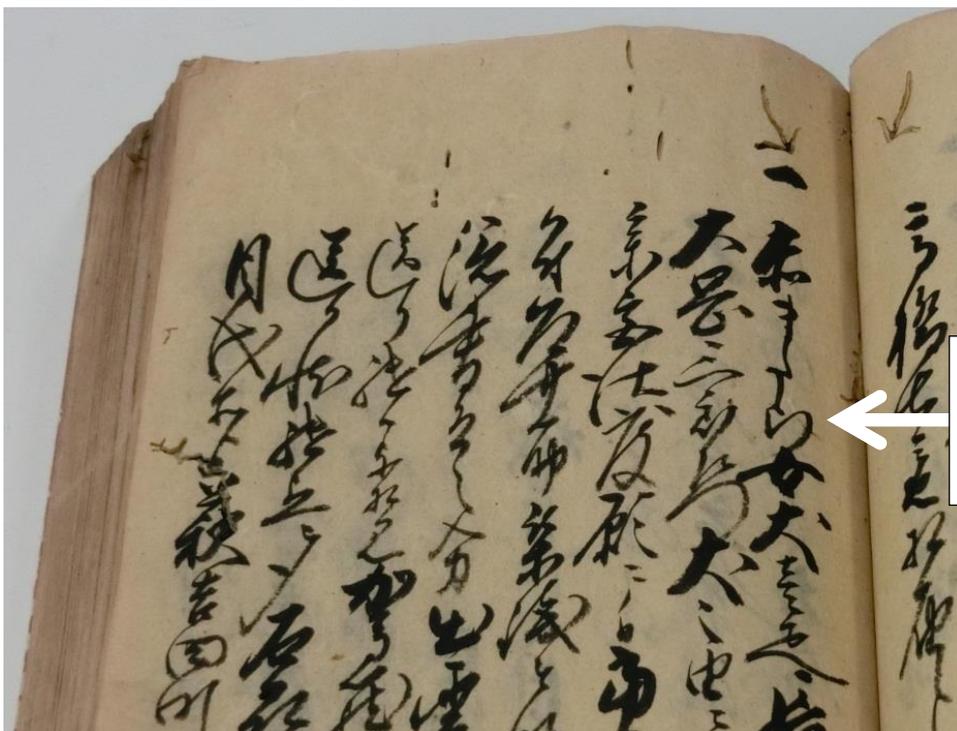
あし曳の山こへ野こへ長門より
 伊勢へまうつる犬そためしき
 天照す神の恵のうらゝかに
 おをふるさとへ帰る犬かな
 萩に帰ってきた犬は、ふたび萩の椿八幡宮で暮らしたといひます。



文化9年、伊勢参宮犬が萩に送り返されてきたルート



文化10年末～11年初めの伊勢参宮ルート



「当職所日記」文化9年5月4日条に記された伊勢参宮犬「赤またら女犬」。茶色と白のブチ犬だったようです。



行政資料ポスター 1950年代 1



昭和 20～40 年代「A Dog's Life 犬の生活」

昭和 25 年（1950）、狂犬病の予防とその蔓延（まんえん）防止を目的として、「狂犬病予防法」が制定されました。飼いイヌの登録、年 1 回の狂犬病予防注射の義務づけなどを定めたものです。かわいらしいイヌが描かれた上のポスターは、「狂犬病予防法」の趣旨を周知・徹底させるため、山口県が作成・配付したものです。この法律の施行もあり、昭和 32 年を境に、全国的に狂犬病の発生はなくなります。

それに代わって全国的な問題となったのは、さまざまな「犬害」—人や家畜への咬傷被害、農作物被害、鳴き声、放し飼い、捨て犬＝野犬の増加など—です。それは、ペットとして飼育されるイヌの増加と、その一方で生じた、無責任なイヌの飼い方を原因とするものでした。

山口県の場合、昭和 42 年時点で県内犬の推定総数 91,500、うち 45,100 が野犬と推定されています。

昭和 44 年 4 月、県公衆衛生課は、「犬害防止 10 年計画」を策定し、正しいイヌの飼い方の普及、野犬化の防止、野犬の取り締まり徹底に乗り出しました。その中心的な役割を果たしたのは、県内 3ヶ所に県が設置した畜犬指導班基地（東部・中部・西部）でした。

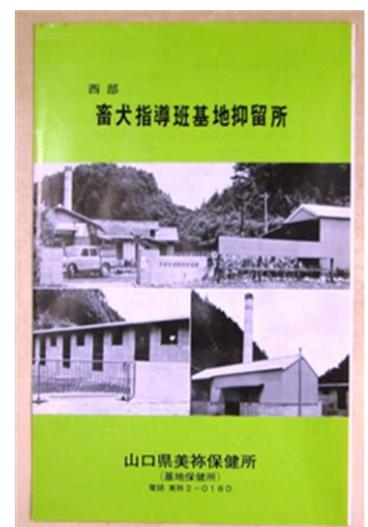
さらに、昭和 47 年 12 月、県は「犬による人畜その他への害を防止することにより、社会生活の安全を確保し、あわせて公衆衛生の向上を図ること」を目的に、「山口県飼犬等取締条例」を制定します。これにより、飼い主に対し、正しいイヌの飼い方が定められ、守るべき最低限のルールも義務づけられることになりました。

ヒトと最も親しい動物のひとつであるイヌ、そのイヌとヒトとが良好な関係を保ち、お互いが幸せに暮らす社会生活を営むこと、それはヒトが常にこころがけるべきことでしょう。

畜犬指導班

県が設置した畜犬指導班は、野犬の駆除、正しい犬の飼い方の指導、犬の登録および予防注射の推進、不用犬の引き取りなどを業務とし、昭和 43 年度より美祢、岩国、徳山の 3ヶ所に置かれました。

畜犬指導班の基地抑留所には「処分された」犬の霊を弔うための「犬魂碑」も設けられていました。





【県広報課撮影の写真から】

（文書館蔵。Web サイトでもみることができます）

狂犬病予防注射のようす（昭和 30 年代か）
〈グラフ山口-衛生 271〉



西部畜犬指導班基地抑留所
〈グラフ山口-衛生 277〉



畜犬指導班が使用した野犬抑留車〈グラフ山口-衛生 279〉
捕らえられた野犬は、この車で畜犬指導班基地抑留所へ運ばれた。



文書館 もんじょかん 動物記



書庫に棲む動物たち

13

亥

前大津宰判殿敷村の「いのこ」（「防長風土注進案」）

いのしし

いのこ（亥の子・玄猪）とイノシシ

いのこ（亥の子・玄猪）は、旧暦10月（亥の月）の最初の亥の日に行われる行事をいいます。

主に西日本でみられ、内容は、亥の子餅を作って食べる、万病除去・子孫繁栄を祈る、子供たちが地区の家の前で歌を歌いながら地面を搗（つ）いて回る、などがあります。山口県域でもさかんに行われていました。

上の絵は、江戸時代後期の殿敷村のいのこの様子をよく伝えています。右の石が「いのこ石」で、輪に綱をたくさん付けて子供たちが調子をそろえてはね上げ、地面を搗いています。

「亥の神」は(1)農神であると同時に、(2)猪を多産の象徴として子孫繁栄の神でもありました。「防長風土注進案」から、それぞれの例をあげてみましょう。

(1)農神は3月節句から10月亥の子の日までは田畠におられ、その日から翌年3月の節句までは屋内にとどまれる（徳地宰判堀村）。（だから）10月亥の日は大根畑に出て

はいけない（熊毛宰判三丘之内小松原村）。また、亥の子の日に餅を搗くのは一般的ですが、新米で餅を搗き、神に供える例（前大津宰判真木村）もあります。

(2)いのこ行事に子孫繁栄の祈りが込められた行事であることは、嫁を迎えた家の前ではいのこをたくさん搗く例（吉田宰判今浦御開作）や、子供たちの「いのこ歌」の内容にうかがうことができます（裏面参照）。

10月は「神無月」ですので神社の行事は少ないのですが、この「亥の神」は村にとどまり、人々の身近な祈りに応えていたのでしょう。

一方で、イノシシは害獣として人々を苦しめる存在でした。村が害獣駆除のために鉄砲を所持していた例（徳地宰判柚木村・三谷村）もあるほどです。夜通し小屋に籠もり（奥阿武宰判徳佐村）、かがり火をたいて鳴子を引く（前出柚木村）など、大きな苦勞でした。

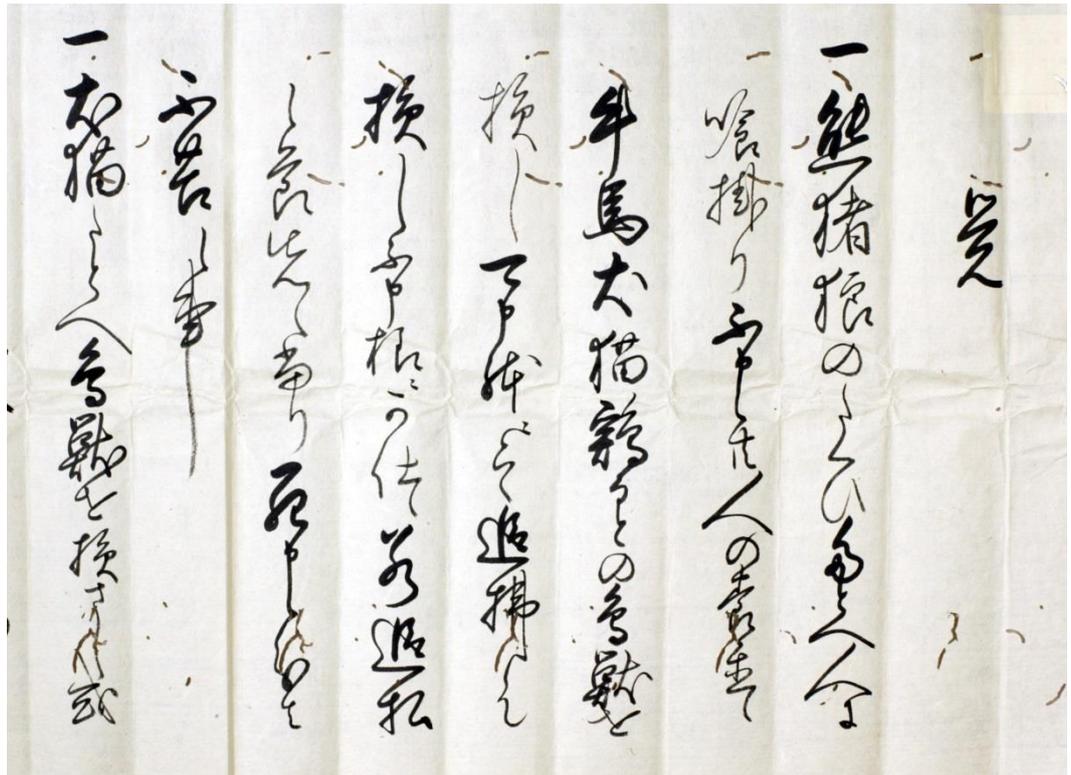


前大津宰判殿敷村の「いのこ石」
（「防長風土注進案」）

殿敷村（前大津宰判）の「いのこ歌」

「何かしどのおまひまふす（某殿お見舞い申す）、
 今宵は亥の子 いのこ餅をつ（搗）かんものは
 鬼をうめ 蛇をうめ 角のはへた子をうめ、
 一ツ二ツ三ツ四ツ五ツ六ツ七ツ八ツ九ツ十ヨ、
 十でとつくりおさめた」（「防長風土注進案」）

【生類憐みの令覚】



覚

一 熊猪狼のたぐひ、たとへ人に（類） （例え）
 喰掛り申さず候とも、人の養い置き候
 牛馬犬猫鶏などの鳥獸を
 損じ申すべき体に候はば、追払候て、
 損じ申さざるように仕るべく候。（もし） 若 追払
 候節、先へ当り、死に申分は
 苦しからず候事

「生類憐みの令」に関する「覚」

（毛利家文庫 第五分冊八法制五二）

徳川綱吉による、いわゆる「生類憐れみの令」は一連の法令の総称です。これらの法令は、獣害に悩む農村の人々にとつても重大な問題だったと思われる。この「覚」は、「熊・猪・狼のような害獣が人間の飼っている牛馬・犬猫・鶏を害しようとした場合は、傷つけないように追い払え」とあるように、保護の対象はすべての獣類、さらには魚類・貝類・虫類などの生き物、また人の捨子にまで及んでいました。



徳山毛利家文庫「記録所日記 111」「御蔵本日記 199」「御居間日記 55」

文書館 もんじょかん 動物記



書庫に棲む動物たち

14

象

ぞう

象がやってきた！

享保 14 年（1729）、8 代將軍徳川吉宗へ献上される象が、長崎から江戸へ送られます。この時の象は山陽道を歩いて江戸へ向かったため、当館所蔵の資料にも、象が通過した際の記録が残っています。萩藩・徳山藩の藩政資料を紐解いて、防長を歩んだ象の様子を見てみましょう。

1. 象が来るゾウ

萩藩の記録である毛利家文庫の内、41 公儀事 7（37 の 23）に、次のような象に関する記録が見えます。

2 月 14 日、長崎奉行で江戸に滞在していた渡辺永倫（ながとも）から、萩藩江戸屋敷に、家臣を一人差し出すよう指示がありました。

翌 15 日には、幕府からの指示が示されます。主なものは次のとおりです。
①象の通り道では騒がないこと（静かな見物は可）、②竹の葉、青菜、

藁を準備すること、なお、青菜は 1 日 300 斤（後世の換算で 180 kg）食べるのでそのつもりでいること、③象用の飲み水はきれいな水を準備すること、準備できない場合は濁りのない水とすること、④船は馬 3～4 疋分の重量に耐えられるものを準備すること、⑤象の休憩場所は大きな厩を選ぶこと、ただし新築の必要はない。なお象は牛馬と同じように寝るので藁を敷くこと、⑥象の大きさは丈が 7 尺（≒2.1m）、頭から尾先まで 1 丈 1 尺（≒3.3m）、横幅 4 尺（≒1.2m）の巨体である、等々。実物の象を見たことのない江戸時代の人々へ、細かな指示が出ています。

また、象を送るにあたっては、各藩とも隣の藩との連携が不可欠です。萩藩も小倉藩や広島藩と協議を行っています。特にこの象は、関門海峡を船で渡って赤間関で陸揚げされるため、細心の注意が求められました。

徳山毛利家文庫

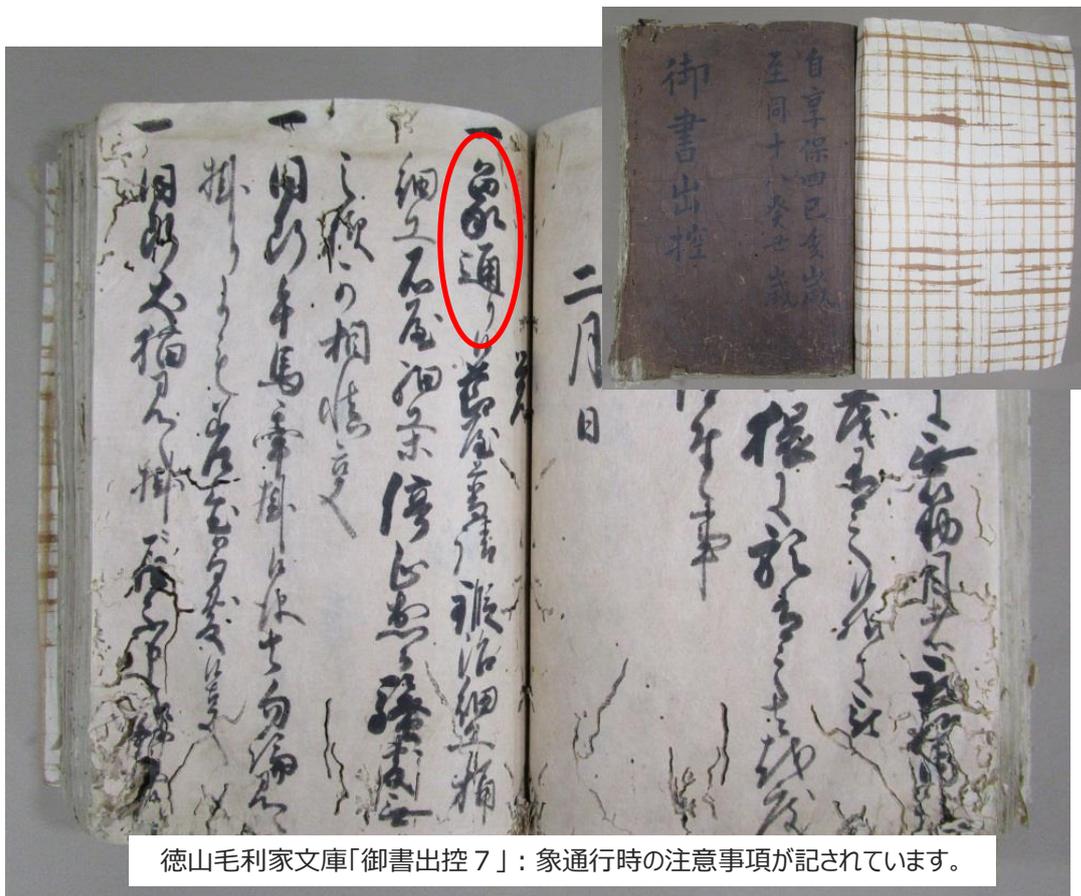


徳山毛利家文庫は、昭和 38 年（1963）に文書館に寄託された徳山藩（約 4 万石）の藩政文書です。文書の総数は約 4 万点に及びます。古くは江戸時代草創の藩成立期以来のものがありますが、文書群の中心は、藩の一時断絶後、再興がなされた享保 4 年（1719）以降のもので、またこれら藩政期に加えて、廃藩後の明治・大正期の資料も含むことから、近代華族の姿も窺うことができます。

外様小藩の資料としては、全国でも屈指の質と量があります。

この時幕府からは、象を迎えるに際して特別扱いはしないようにとの指示がありました。しかし、他藩に劣った対応は、萩藩の面目にかけてできません。そこで藩では、九州に人を派遣しその様子を報告させます。それをもとに、道や橋の補修を命じました。

なお、この象は3月14日に長崎を出発、27日に赤間関、28日に吉田、29日に山中、30日に小郡、4月1日に宮市、2日に徳山、3日に玖珂市へと山陽道を東に進みます。そして4月4日に象は安芸国に入り、萩藩は無事その務めを終えたのでした。



徳山毛利家文庫「御書出控7」：象通行時の注意事項が記されています。

2. 象を迎えるゾウ

象を迎えるにあたり、徳山藩内に触れが出されました。それが右上の写真です。

藩からの指示は、①象の通行時は工事や作業などで大きな音をたてないこと、②牛や馬、犬や猫は象の目に触れないように心がけること、③火の用心を念入りにすること、④象のいる所から3丁前後では拍子木を打ったり、「火の用心」と声を掛けたりして歩かないこと、⑤象の見物は屋内から簾をかけて見ること、などです。当時の人々にとって、驚くほどの巨躯を持つことは知っていてもその性質が分からない象。藩は、そんな象が騒がないよう細心の注意を払っています。人々は家の中からひっそりと象を見たことでしょう。

3. 象を見に行くゾウ

象は、当初想定されていたスピードよりも速くあるいたようです。そこで計画が見直され、徳山到着は4月1日と予定されていました。ところが、これまでの無理がたたったのか、ここでアクシデントが発生！小郡近辺で象が足を痛めてしまい、スケジュールの変更を余儀なくされます。

そこで徳山藩は急遽、福川に象小屋を準備して象を待ち受けることとしました。ただし象の体調を考慮した

のでしょうか、この日は徳山藩領には至らず、防府の宮市での泊となりました。

翌二日、いよいよ象は徳山藩内に入ります。ちょうど帰国中であつた徳山藩5代藩主毛利広豊は、徳山の町に宿泊する象を見物に出かけます。

象が藩領西端の富海を出発したとの知らせを受けて、八ツ時（午後2時前後）にはお供のメンバーが発表、出かける準備が命じられます。その後、館を出た広豊は、一旦、西松原の「仮屋」に立ち寄って、父元次（3代藩主）の側室であつた蓮性院や、その娘で姉にあたる幸子といった身内の人々の到着を待ちました。

象は七ツ時（午後4時前後）に「宿舎」となる「御客屋」へ到着します。徳山の「御客屋」に設置された象小屋は、2間半×3間（≒約24.3㎡）、入口には2枚の開き戸があり、周囲は板で囲われたものでした。また、この時には象使いが4名同行していましたが、象小屋に隣接して彼らの「居処」（9尺×2間≒9.8㎡）も設置されています。

翌3日の朝五ツ時（午前8時前後）、象は徳山の「御客屋」を出て東に向かい、予定通り次の宿場である久保市に到着しています。

さて象の到着後、広豊らは「御客屋」へ出向いて、しばらくの間、象を見物しました。なお、この時には、粟屋内蔵らの重臣も象を見物しています。皆一同にその大きさと姿に驚いたことでしょう。



「倭漢三才図会」巻38にみえる「シイ」（尾崎家文書（防府）237）

文書館 もんじょかん 動物記



書庫に棲む動物たち

15

丑

うし

牛を殺す怪獣「シイ」

牛は農民にとって大切な労働力であり、家族のように養いました。牛の安全は人々の重大な関心事でした。

寛文3年（1663）、萩の界隈に「シイ」とよばれる、狸に似た獣がたくさん現れ、人々が捕らえ殺したといい、「このシイ牛を殺すといふは非か」と、シイが牛を殺すという伝承を持っていたことが記されています（「防長故事年表」（写真右）・「延宝見聞録」（裏面参照））。

また、岩国領の物産や生物を書き上げた「吉川左京領内産物並方言」（元文3年＝1738カ）でも「シイ牛ウチトモ（云う）」とあり、シイが牛を殺すという伝承をその名に留めています。

また、岩国領の物産や生物を書き上げた「吉川左京領内産物並方言」（元文3年＝1738カ）でも「シイ牛ウチトモ（云う）」とあり、シイが牛を殺すという伝承をその名に留めています。

「シイ」が具体的に何の動物をさすのかは不明ですが、江戸時代後半に至っても人々に恐れられ、「防長風土注進案」前大津宰判俵山村の風俗の項には、「五月五日より八月朔日までの間、他村より牛を牽来り候事決て仕らす、往古より当村の風俗にて御

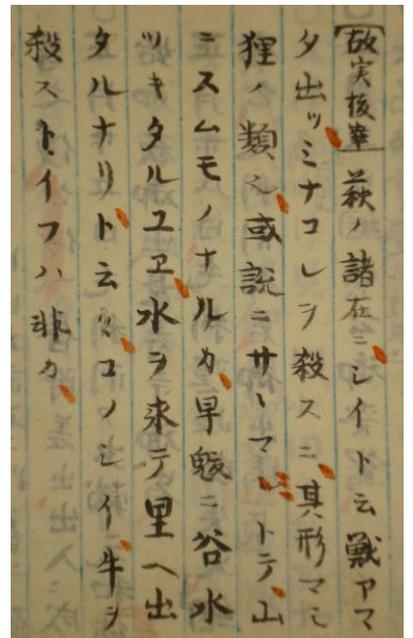
座候、他村の牛を引入候へば、シイと申獣付来り牛を喰殺し、或は天災を招由申伝」として、他村の牛が村を通り抜けることすら堅く禁じていました。

また、同宰判深河村ではシイの姿はしだいに伝説化し、盆の柱松（牛燈）行事と関連づけて語られており、水中から出現する片目の怪獣になっています。

「（七月）七日より盆中夜々、牛灯とて川原又は野中へ童部共群り、家々にて麦藁を貰ひ来り、二間余の竿頭へ麦藁にて酸漿形のを調べつけほうつきと申て是を建、麦藁竹などの松明へ火を附、是を竿頭のほうづきへ投込戯れ候、此戯れなき年は水中より片目（シイ）と云もの出候て牛多く死と申伝候、家々麦藁を吝み出し不申もの八牛必死と申、大概望みに任せ候」

山陽諸国で牛を追うかけ声に「シイ、シイ」というのは、牛がシイを恐れるからだという伝えもあります。

「シイ」の出現

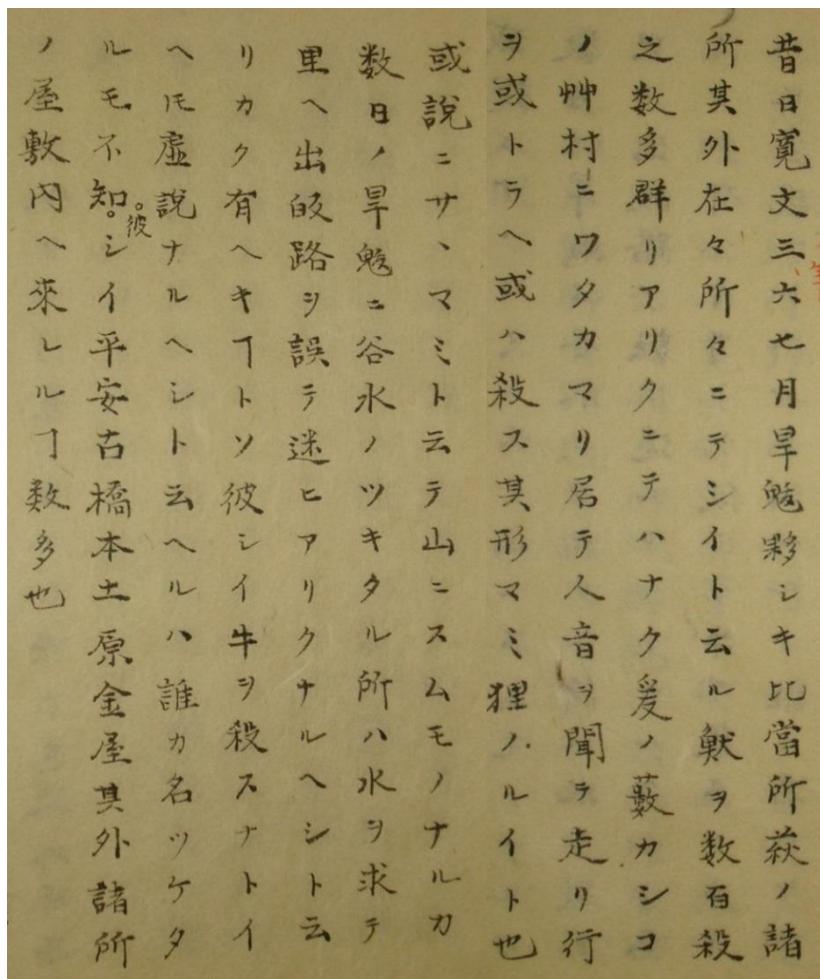


寛文3（1663）年の夏、「シイ」の出現を具体的につげる「防長故事年表」。「其形マミ狸ノ類也」と記しています。

（県庁伝来旧藩記録 1082）

シイに関する資料

文書館資料	防長故事年表 一	県庁伝来旧藩記録 1082
	延宝見聞録（下写真）	県史編纂所史料 104
	舟木産物名寄帳	毛利家文庫 34 産業 15
	吉川左京領内産物並方言	毛利家文庫 34 産業 19
	両国本草	一般郷土史料 373
	防長風土注進案 吉田宰判厚保村	「熊野大権現」の項 刊本 P364
	防長風土注進案 前大津宰判深河村	「風俗」の項
	防長風土注進案 前大津宰判俵山村	「風俗」の項
	「倭漢三才図会」巻 38「黒青」の項	尾崎家文書（防府）237
事典類・本草・随筆	しい<青>	日本国語大辞典（小学館）
	志い	和訓栞（谷川士清）
	青（しい）	筑前国続風土記 29（貝原益軒）
	黒青（しい）	大和本草 16（貝原益軒）
	黒青（しい）	和漢三才図絵（寺島良安）
	随観写真（東京国立博物館蔵）「志乙」	後藤光生（梨春）
	北窓瑣談（日本随筆大成第 2 期 15 巻）	橘春暉
	齊諧俗談（日本随筆大成第 1 期 19 巻）	大拙東華
	塩尻（日本随筆大成第 3 期 15 巻）	天野信景



「延宝見聞録」（県史編纂所史料 104）

文書館
もんじょかん
動物記



書庫に棲む動物たち

16

辰

大蛇鱗之圖

寸恰好如圖一肘薄し。

黒塗箱ニ納、尚上袋ニ袋ニ納。

表



裏

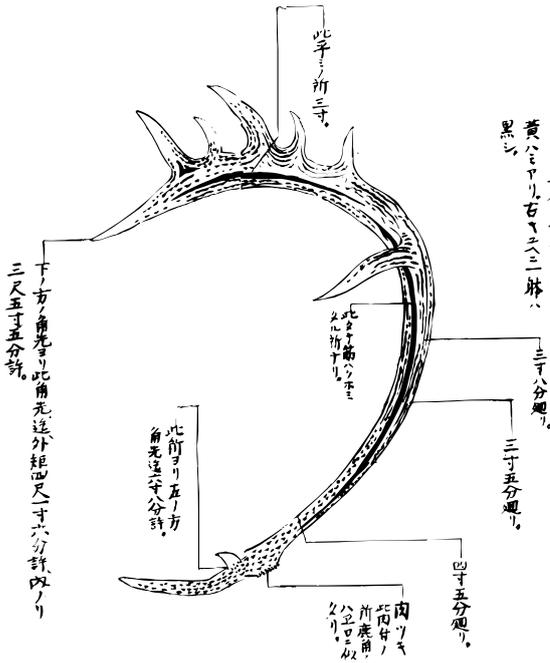


此所肉付ト見ニ。

大龍角

之圖 重月三百拾五錢目

一肘鹿角ノ如シ、黒點ノ所、高久角ノ先ハ古ト白クアリシニ、今ニオチテ少シ黄クニアル、古ニハニニ黒クシ。



左：「防長古器考 有図 86」 右：「防長古器考 有図 65」

たつ

龍（大蛇）の系譜をもつ武士

龍と大蛇は共通のイメージ（「龍蛇」）としてとらえられることが多いのですが、民族学者の金関丈夫によれば、北九州や西瀬戸内海の海辺の豪族たちで、その先祖が龍蛇と交わったために、尾や鱗形を身につけていたという話は数多いといえます。

上の右の図は、そのような伝承をもつ「緒方（大神＝おおが）」一族に伝えられた「大蛇（龍）の鱗」です。金関によれば、「緒方」は「尾形」で、龍尾にちなむということです。

「防長古器考」（裏面参照）の添書によれば、この「大蛇鱗」は、一族の故地である豊後国の祖母山嶽明神が蛇神として現れたときの鱗であると記しています。大神氏は中世の豊後における在地武士として栄えますが、大神惟基については、祖母岳大明神の神体である蛇が人間と交わって生まれたとの伝説が『平家物語』や『源平

盛衰記』に見えています。それらによると、惟基の 5 代の孫が緒方氏の祖の緒方惟栄となりました。

同様に、伊予の河野氏も龍神の子孫であるとの伝えをもっており、「予章記」にみえる河野通信には、体に蛇鱗があったといえます。

また緒方（大神）氏の家紋「三つ鱗」は海の豪族の伝統をシンボリックに伝え、本姓が平氏の北条氏や、伊予の越智氏なども用いています。

上の左図は佐波郡宮市（現防府市）の浄土宗正定寺に伝わったという「大龍角」です。もともと長崎の町人が持ち伝えたものを寄付されたといい、「天竺大龍角信用之則逐諸毒風除諸頓疾病神妙也」と添書されています。その文言から辟邪（へきじゃ）に用いられたと考えられますが、その用法は明らかではありません。

「紅毛雑話」にみえる「龍」



著者森島中良自身の筆になる「ダラーカ之図」はツェンベリー（ツンベルク）からもらったトビトカゲを描いたもの。ダラーカ（Draco）はラテン語でドラゴン＝龍の意です。（「紅毛雑話」の展示シート参照）

「防長古器考」

当館蔵の「防長古器考」は、萩藩が領内規模でおこなった貴重な美術工芸品調査で、安永 3 年（1774）に完成しました。現在、その多くは見ることができなくなっており、貴重な記録です。



「冑前立龍頭之図」

表面の「大蛇鱗之図」と同様、緒方家に伝わった冑（かぶと）の前立て。由緒等は特に記されていません。頭と角を木、その他はイタメ革製であろうと記されています。

龍頭之圖



氷上山興隆寺の「龍頭」

左右とも、大内氏の氏寺であった山口の氷上山興隆寺に伝わっていた「龍頭」（防長古器考 有図 75）の図。

「右龍頭大小二其外コレニ類スベキヤノ物モアレドモ審ラカナラヌ故略之。仁平寺本堂供養ノ記ニ、大太鼓幔幕并龍頭幡ナト記セリ。神事仏事樂屋ナトニ用ヒシニヤ。因テコレヲ図セリ」とあり、詳細は不明です。（「防長古器考 有図 75」）

文書館
もんじょかん
動物記

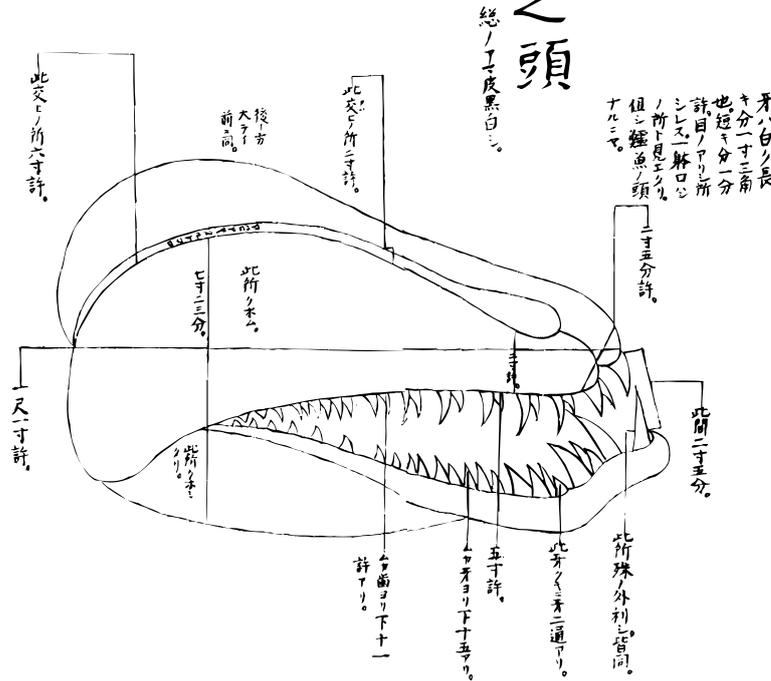


書庫に棲む動物たち

17

へび

大蛇之頭



「防長古器考 有図 87」

蛇と水神

上の図は、長さ「一尺一寸許（ばかり）」と記されているので、長さ33cm 余の「大蛇ノ頭」ですが、冒頭の説明の末尾に「目ノアリシ所シレズ、一体口バシノ所ト見エタリ。鱷魚（ワニ）ノ頭ナルニヤ」とあるように、おそらくワニの頭骨の口の部分で、ヘビの頭骨ではないでしょう。

この「大蛇之頭」には「蛇頭記」という詳細な伝記が漢文で付けられており、その概要は以下のとおりです。

「この蛇頭は熊毛郡三輪村（現光市）の山城又右衛門家の旧蔵で、今なお邪気を除く。むかし筑前筵田郡月熊村（現福岡市博多区月隈）に大きな湖があり、大蛇が棲んで人を害していた。剛毅勇強、膂力人に優れていた周防の山城某（又右衛門の先祖）がこの大木のような大蛇を退治し、村人たちは喜んだ。山城某は蛇頭をもって村に帰ったが、のち

不浄をおそれて萩の総源山海潮寺に納めた」

ワニならば今の福岡県の湖にいるのは合点がいきませんが、それはともかく、人を害する大蛇を退治した伝承は、防長では山代地方（岩国市や周南市の北部）に多く残っています。「防長風土注進案」でも、宇佐郷大原村（旧錦町）の小五郎山で讃井吉兼が九尋の大蛇を退治した、生見村（旧美和町）の椿某が数尋の大蛇を射殺したが、祟りがあり「寄江社」としてまつた、本郷村（日本郷村）の龍眼寺は、昔近くの淵に棲む悪蛇を退治し、その骨を杭にして立てた寺だとか伝えています。

蛇は水神と深く関わっていると考えられ、水辺の蛇退治の伝承は、あるいは「猿猴のわび証文」同様、治水の歴史の断片を伝えているのかもしれない。

長門市依山の「雨蛇」(うじゃ)

感應の験と仕候、必違からす雨を催、今に其奇瑞著き事にて御座候

七重の瀧雨蛇の圖
長六寸ヨリ七寸位マテ其餘ハ長キ分モ短キ分モ無之
鱧ノ子ニ似テ小異ナリ
右當村の内七重の瀧に往古より雨蛇と唱來り候、夏分早魃の砌は必地下人雨乞とて、多人數相催し巖上に神酒を備へ、各心々に祈誓を込候節、瀧の底より岩を傳ひ水際より壹間程も登り來り候を、手々に扇を開き雨蛇を載せて本の瀧へ放し申候、雨蛇の數多き程を悦び



依山村で雨乞いに用いられた「雨蛇」(「防長風土注進案」)。「七重の滝」に棲む小さな生き物だが、「鱧(うなぎ)ノ子ニ似テ小異ナリ」と記されており、実際に雨乞いに用いた老人たちも、「耳のような突起があった。蛇ではない」といいます。

つゆざえもん（梅雨左衛門）

岩国市六呂師（ろくろし）の大藤という山あいの集落のはずれの田のほとりに、「烏帽子岩」とよばれる大きな岩があります（写真上）。

江戸時代に編纂された「玖珂郡志」（県史編纂所史料 75）によれば、概略は以下のとおりです。

「大岩の中に一双の小蛇。形は烏蛇の如し。頭は白い。毎年入梅の日より頭を出し退かず。半夏の日に至って初めて穴の中に入る。梅雨左衛門という。この蛇古より太らず、年々同じ形なり。もし遅く出るときは祭事あり」

この伝によると、「梅雨左衛門」とよばれる頭が白い小蛇は雨をよぶ水神として認識されているようです。梅雨時分の雨は農民たちにとって大きな関心事であり、その水をコントロールすることは悲願でもありました。梅雨左衛門の出現が遅れれば催されるという祭事は、村をあげての雨ごいの祭りであったに相違ありません。

実はこの梅雨左衛門、六呂師だけでなく、山口県近辺で拾っただけでも、周南市夜市、同八代、岩国市美和町岩根、同周東町祖生などに記録が残っています（右図）。島根県東部にはもっと多くの例が報告されており、多くは同様の小蛇の姿で、水神の性格を強くもっています。

これらの梅雨左衛門を「水神」と呼ぶことはたやすいのですが、その背後に、人々の農業用水への切実な思いを「白い小さな蛇」という具体的な姿に～精神的・即物的に～デザインした「何者か」の影を認めないわけにはいかないでしょう。いわば「祈りのコーディネーター」とでもいえそうな何者かの影が、そこに垣間見えるのです。



「梅雨左衛門」と呼ばれる植物も存在します（学術名ギンリョウソウ）。

葉緑素をもたず、足首ほどの高さで立っている姿は、小さな白蛇が、かま首をもたげている姿にそっくりです。これまた、誰がこの植物を「つゆざえもん」と名付けたのでしょうか。



文書館 もんじょかん 動物記



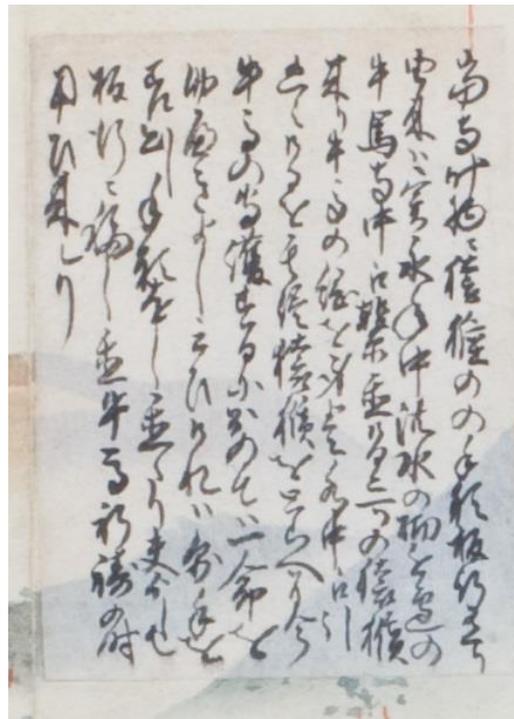
書庫に棲む動物たち

18

申

「御国廻御行程記」に載せる、萩の長蔵寺の「猿猴の手形板」

さる



当寺什物二猿猴のの手形板行有り
由來八寛永年中洪水の砌（みぎり）、近辺の
牛馬寺中へ繋置けるを、一ツの猿猴
來り牛馬の綱を身巻、水中へ引
込ミけるを、其俣（そのまま）猿猴をとらへ、自今
牛馬の守護するにおいて八一命を
助べきよし云ひけれ八、則（すなわち）手を
差し出し、手形をし置たり、夫よりして
板行二移（写）し置、牛馬祈禱の時
用ひ來レリ

「猿猴（えんこう）」のこと、猿と馬

広島駅から市電に乗って最初の駅が太田川から分かれた「猿猴川」のほとりの「猿猴橋町」です。

もともと猿猴は文字通りサルのことを指す言葉だったのですが、中国・四国地方で「猿猴」といえば、伝説上の生き物で、尻子玉を抜いて人馬を害する河童（カッパ）の一種と考えられています。山口県域にも、猿猴に関する伝承は数多く残されています。例を挙げてみましょう。

①金尻。ここには猿猴が多く、人を取る。ある人が下帯の中に茶釜の蓋を入れていくと、その人の防ぎの厳重なのを見て「カネツベ、カネツベ（金尻）」といって逃げた（「玖珂郡志」伊陸村）。

②猿猴石。二つ道祖村にあり。昔川辺に馬を繋いでいたら猿猴が出て馬の綱を体に巻き付けて水中に引き込もうとした。

馬は驚いてそのまま猿猴とともに馳せ帰り、主がそれを捕らえた。「この石がある限りは悪さをしません」と一筆書い

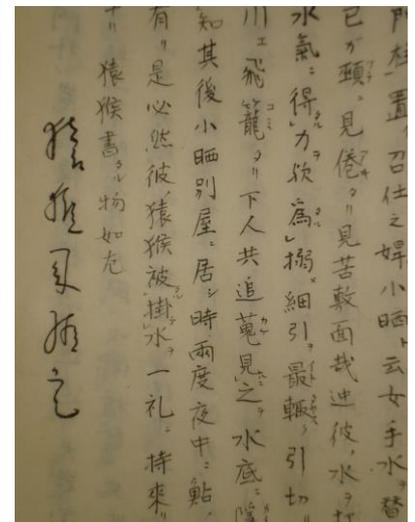
たので助命した。（「防長風土注進案」舟木宰判萬倉村・今富村）

③萩長蔵寺の「猿猴の手形板」。江戸時代はじめの頃の洪水のとき、近辺の牛馬を繋いでいたら猿猴が水中へ引き込もうとしたのを捕らえて、今後、牛馬の守護をするなら命を助けてやると言ったところ、猿猴は手を差し出して手形を押した。それを板に写し取り、牛馬の祈禱の時に用いるようになった。（「御国廻御行程記」、上写真）

民俗学は、これらのカッパ（猿猴）は「水神の零落した姿」だととらえています。だとすると、これらの「猿猴退治」の伝承の背後には、「大蛇退治」の伝承と同様に、人々が治水・利水に苦勞しつつ、用水をコントロールしていた歴史の断片が隠されているのかもしれない。

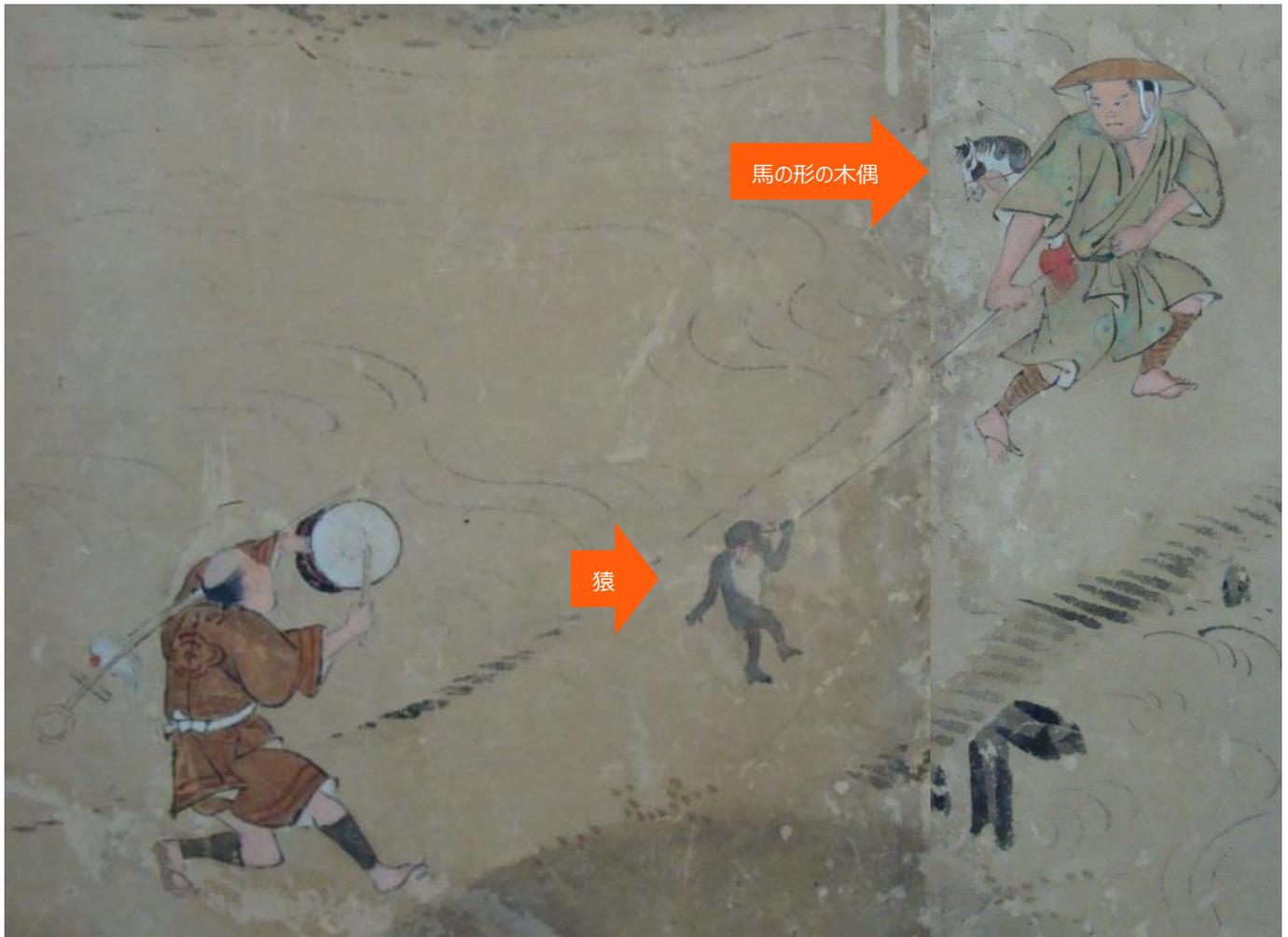
ちなみに、本物のサルは馬ととても仲良しで、猿回し（猿舞わし）も牛馬安全の祈禱から発達しました（裏面参照）。

「猿猴のわび証文」



錦川の中流域、周南市須万の土豪であった鶴岡氏の系図にも、猿猴を捕らえ、助命する代わりに印のエノキを植え、わび証文を書かせたという記事があります。左端にみえるのが、そのわび証文です。「猿猴來植是」でも読めるでしょうか。

（「多々良姓系図注入 巻一〜五」、山口県立山口図書館蔵）



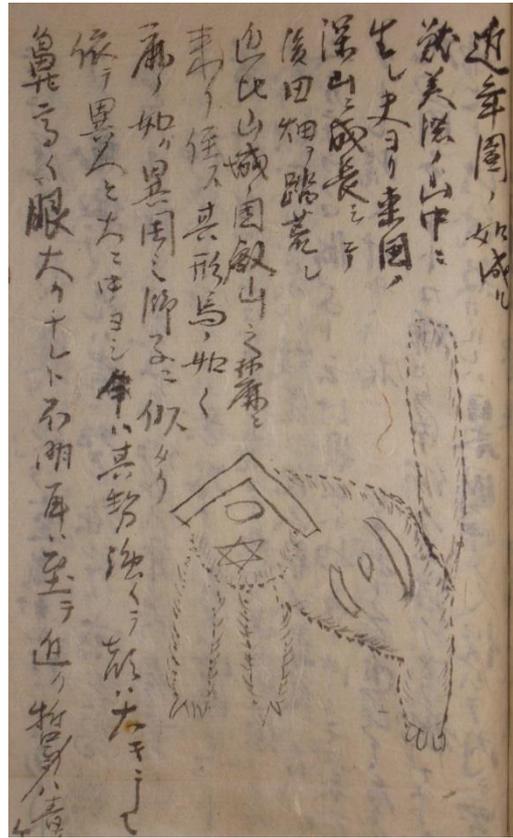
「四季耕作図屏風」（安部家文書 1526、部分加工）

「猿まわし」と「馬」

猿が馬の病気を治すという信仰は中国伝来のもので、近世まで厩（うまや）で猿を舞わせるということが行われていました。「一遍上人絵伝」（鎌倉時代）にも厩に猿がつないである場面が描かれています。猿まわしが芸能として確立するのは中世ですが、近世に入っていっそう大衆化し、大名家や貴人の屋敷で厩の祈祷や疫病退散の呪術を行いつつ、一方では猿と馬の組合せで芝居を仕組んで興行を行うこともあったようです。大道芸の花形といってもいい芸能でしたが、昭和に入っていったん途絶え、現在はまた復活して人気を博しています。

上の図は当館蔵の「四季耕作図屏風」（安部家文書）に含まれる猿まわしの姿です。猿を引く芸能者が、馬の木偶（でく）を腰に差しているのがわかります。おそらくは、この馬と猿との組み合わせで厩の祈祷を行い、また様々な芸をさせていたものとおもわれます。

なお、この屏風絵は長府藩御用絵師・笹山養意の筆になるものですが、描かれた年はわかりません。また、描かれた風景は、必ずしも写実されたものではありません。したがってこの猿まわしも、確かなことはいえないのですが、近世の一般的な猿まわしの姿ではなかったかと思われま



文書館
もんじょかん
動物記

書庫に棲む動物たち

19

怪

「諸所風説書」に載せる「ヲソロ獅子（イヤラ獅子）」（毛利家文庫 29 風説 5）

しよしよふうせつがき

怪物にされた松平容保～「諸所風説書」

幕末期には情報に対する人々の欲求が高まり、「聞書」・「風説書」等と呼ばれる時事情報をまとめた記録が多く見られるようになります。瓦版等の印刷物は幕府等からの規制・制約も多く、当時の時事情報は落書（らくしょ）・張り紙・筆写本等の手書きの媒体を介して広まりました。そこからは、人々の風刺・反骨精神が強くなるかがえます。

上は、京都守護職として文久2年（1862）12月に上洛し、配下の新選組などを使って京の治安維持にあたった松平容保（かたもり）を痛烈に批判した落書で、その姿は怪物に描かれています。「其形馬ノ如く鹿ノ如ク（すなわち馬鹿）、異国之獅子ニ似タリ、依テ異人と大ニ中ヨシ（幕府の開国を批判）」とか、「餅三ツト箸シ片シ付ヤレハ、コハカリ逃ルコト妙ナリ（一に三ツ星家紋の毛利家＝長州を恐れる意）」など、さんざんな書かれようです。

容保は公武合体派の一員として、反幕府的な活動をする尊王攘夷派の弾圧にあたり、「文久三年八月十八日の政変」では萩藩の勢力を京から排除しました。

この落書はほかにもいくつか見つかっており、当時の京都界隈で数多く筆写されたようです。裏面にこの落書の全文と、その風刺の意味するところを表に示しました。

なお、当館の毛利家文庫「29 風説」には、幕末から明治初年にかけての風説書が数多く残っています。その中には誤報や流言、デマ等も含まれていますが、当時の人々が様々な情報を集め、比較検討しながら真実を知ろうとしたさまがうかがえます。

「幕末風聞書留」



京都府立総合資料館蔵。同館のデジタルアーカイブより転載。同じ落書を基にしていると思われる、ほぼ同じ文言です。怪物（容保）の顔が、会津の「会」になっています。

「諸所風説書」の原文	備考（風刺の内容）
近年、凶ノ如成ル獸、美濃ノ山中二生レ	* 容保の出身は美濃の高須藩で、会津藩に養子に入った。
夫ヨリ東国ノ深山ニ成長シテ後	* 会津藩に養子に入った田舎者の意。
田畑ヲ踏荒シ	* 重税を取り立て農村を疲弊させた意。
近比、山城ノ叡山之麓ニ来リ住ス	* 容保は京都守護職として上京し、比叡山の麓の金戒光明寺を本陣とした。
其形、馬ノ如ク鹿ノ如ク	* すなわち「馬鹿」の意。
異国之獅子ニ似タリ、依テ異人と大ニ中ヨシ	* 幕府の開国・開港を批判している。
今ハ其勢強くテ、顔ハ大キニして鼻高く	* 容保が大きな顔で威張り、天狗になっている意。
眼大クナレト不明、耳ハ至テ近ク	* 政治情勢に関して、目も見えず耳も聞こえないの意。
哲（惣力）身ハ青いケニシテ尾長ク	* 全身があおい毛（徳川氏の家紋の葵）すなわち徳川の威勢をまとい、尾長（尾張の徳川慶勝は松平容保の兄）である。
日々食ヲ求テ、空腹ナル時ハ「トロヲトロヲ」トナク	* 職（食）を求めて貪欲に活動している意か。
尤輿（轡力）ヲハメレハ尚々勢イ強クナリ	* 輿は轡の誤か。轡紋（丸に十字）は薩摩藩島津氏の家紋。薩摩の協力でますます増長した意。
或ハ花畠ニ戯レ、遠ク不動	* 禁門の変の際、容保は御所近くの花畠という地の屋敷で指揮をとった。
立花、鳶、伊賀栗、又ハ奉書、大イナル柿、栗（粟力）ノ餅ナトハ甚好ナリ	* 立花（橘）は彦根藩井伊氏家紋。第二次幕長戦争では先鋒。 * 鳶は松平一門の家紋。 * 伊賀栗（容保とともに京都で政治をとった板倉伊賀守勝静） * 奉書は福井藩松平氏。「越前奉書」や「越前鳥の子紙」は公家・武士の公用紙として重用された * 大いなる柿（大垣藩か） * 栗は粟の誤か。粟＝阿波（徳島藩）、または禁門の変で薩摩や会津に協力した中川宮朝彦親王（通称粟田宮）か
乍去此餅三ツト箸シ片シ付ヤレハ、コハカリ逃ルコト妙ナリ	* 一に三ツ星の毛利家紋。すなわち萩藩毛利氏を怖がる意
又モノニ恐レタル時ハ火ヲ吹出シ、人家ヲ焼荒シ、諸人難人（衍力）難儀ニ及フ	* 禁門の変の時、長州の残兵狩りのため会津藩士や新撰組が京都の民家に放火したとされることを指すか。この火事（「どんどん焼け」）は京都の三分の一を焼いた
上方ニテ「ヲソロ獅子」ト云	* 「恐ろしい獅子」
此獸禁物多シ、中ニモ藁荷（茗荷） タトン 蝶々 針（釘力）貫 柏ナトモ禁物之所	* 茗荷は佐賀藩鍋島氏の家紋 * タトン（たどん。黒丸）の家紋は福岡藩黒田氏。勤王藩 * 蝶々（蝶紋）は岡山藩池田氏の家紋。勤王藩 * 針（釘力）貫（どの大名家か不詳） * 柏（三ツ柏紋）は土佐藩山内氏の家紋
近比は鷹羽 九ツ団子ノナトカ嫌ヒ候由	* 鷹羽は広島藩浅野氏の家紋。第一次幕長戦争の時の幕府との仲介役。 * 九ツ団子（九曜紋）は熊本藩細川氏の家紋
何分一体「イヤラ獅子」ト云	* 「いやらしい（不快な、嫌な）獅子」
嫌ヒノ此獸殺サルレハ、日本国中ノ人悦ビテ、内（肉力）モ骨モ粉ニ碎テ食ハント欲ス	* 殺されたら日本国中が大喜びで、八つ裂きにして食おうと望んでいる
依テ、「キャウノ死後食」ト云	* よって、「キャウノ死後食」（京の守護職）という



文書館
もんじょかん
動物記



書庫に棲む動物たち

20

怪

「浦日記」（毛利家文庫 71 藩臣日記 2（11））に載せる怪獣

うらにつき

「尾かづき」とよばれた怪獣

天保 12 年（1841）6 月。幕府が天保の改革に着手し、また太平洋を漂流していた土佐の中浜万次郎（ジョン万次郎）がアメリカの捕鯨船に救助されたところですが、その 16 日条の「浦日記」に、写真のような動物の絵があります。尾が三つに分かれ、猫のような狐のような狸のような……。岩国領の新庄（現柳井市）に現れ、人も 1,2 人害したと記されています。

「浦日記」は萩藩主毛利敬親の代に、当役・当職などの要職を歴任し、藩政の枢機に参画した浦鞆負（うらゆきえ）の公私両面にわたる日記です。文政 8 年（1825）正月に始まり、明治 3 年 6 月朔日の死去の前日まで、関係し見聞した事項を綿密に記録しています。浦氏は現在の柳井市阿月を領しており、この記事のように、柳井周辺のことからも数多く記されています。

裏面に、当日条の記事を載せますので、まずは古文書講座のつもりで答えを見ずに解読にチャレンジしてみてください。（答えは右にあります）はたしてこの「怪獣」はどうなったのでしょうか？

「浦日記」は字も小さく、決して読みやすくはないのですが、読めなかった一字が読めたときの快感は、一種の「脳トレーニング」であり、知的な喜びを伴っています。

山口県文書館では、毎年古文書講座として「入門講座」「専修講座」「実践講座」の 3 講座を開講しています（それぞれ年 10 回）。一種の教養講座として、また自らの生涯学習の一つとして受講される方も多く、人気の講座です。

毎年 2 月に募集をおこなっていますので、ふるってご応募ください。

候事
而、全ノ猫之面ニ由二而八無之由二而
英角ノ喰ハ、毒氣奪リ死候由二而、
() 承候得ハ、三狸ノ病獸ニ而、
此内ノ風評ハ、虚説ニ而、能
候ト申事ニ而、亦話を以、因置候事
之方ハ、出、追々狩立られ、新庄迄来
ツキ」と評判いたし候由、初八岩国
八長ノ頭迄（まで）届、俗ニ尾か
狐之如ク、尾ハ三ツ股ニ而、中ノ分
面ハ如猫、惣身ハ毛色恰好大サ
右衛門方ニ而話候由ニ而候事
申者ノ直話承候者、今日芥川重
日柳井之役所へ差出候ヲ見候ト
疑ニ而取、因、致退治候由ニ而、昨
ハ、一昨日狩有之、高敷七拾
追々狩有之候如、金羅羅ト申
モ、幸而人害し候由ニ而、()
岩国領新庄ト申所ニ、怪獸出来、人
十六日小雨 月食皆既

(景の面番)

キリ ⇒ 和名 ニホンヒミズ
(モグラ科の哺乳類)



文書館
もんじょかん
動物記



書庫に棲む動物たち

21

産

「長門産物之内江戸被差登候地下図控」に載せる「キリ」の図（毛利家文庫 34 産業 3

さんぶつちょう

「産物帳」とは？

享保20年（1735）から数年をかけて、幕府の医師丹羽正伯は全国の動植物や鉱石についての実態調査を行うため、各藩に命じて「産物帳」ならびに彩色した「絵図註書」を作成させました。

産物を穀類、菜類、菌類（きのこ）、瓜類、菓類（くだもの）、木類、草類、竹類、魚類、貝類、鳥類、獣類、虫類、蛇類、金石類などのジャンルに分け、一点ずつ名称が記されました。現在、私たちが「産物」という言葉から連想する加工品や工業製品は含まれず、天然の、いわゆる一次産品が対象でした。

調査は、領内の産物を漏れなく書き上げさせる悉皆調査で、これにより、産物帳は享保・元文期における全国の動植物相を表す大変貴重なデータとな

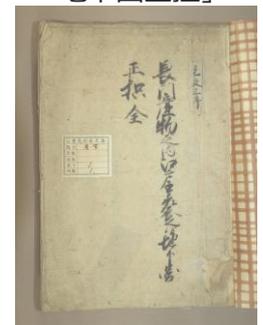
っています。中には、既に絶滅したものや稀少になったものも含まれています。

また、名称については、現地で呼ばれている通りに「かな書き」にされたため、動植物の地方名を知ることができます。

「絵図註書」は、地方独自の産物や名称だけでは不明な産物について、丹羽正伯が図と説明を求めたものです。精巧な図が残されたことにより、現在でも動植物の特定が可能となっています。

完成した「産物帳」と「絵図註書」は、全部で1,000冊を超える膨大なものであったと考えられますが、残念なことに提出された原本は現存していません。控えとして作成されたものが各地に残されており、当館も防長両国の産物帳作成に関する史料を数多く所蔵しています。

「長門産物之内江戸被差登候
地下図正控」



これは絵図の原図を再編集したものです。描いたのは藩の絵師吉山常房です。

各宰判から提出された現物の写生を基本としましたが、現物が得られない場合は、地元からの図や説明に基づいて作成されました。

後日の証拠のため、各宰判の産物方の担当者が「地下産物に相違無い」ことを記し、署名ならびに印を押しています。

【「産物帳」に描かれた生き物を観察しよう】

①魚類

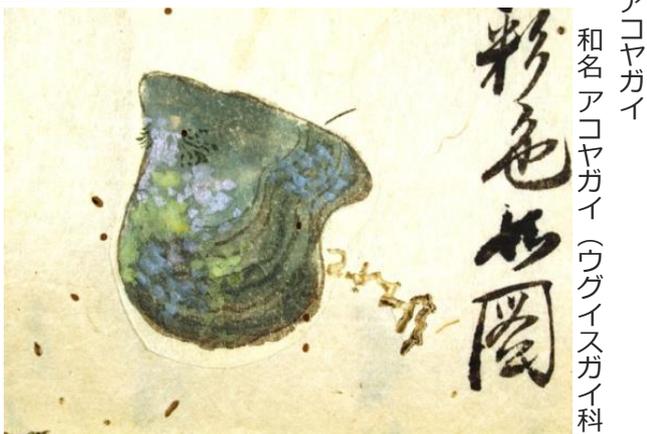


ミノウオ
和名 ミノカサゴ（カサゴ科）

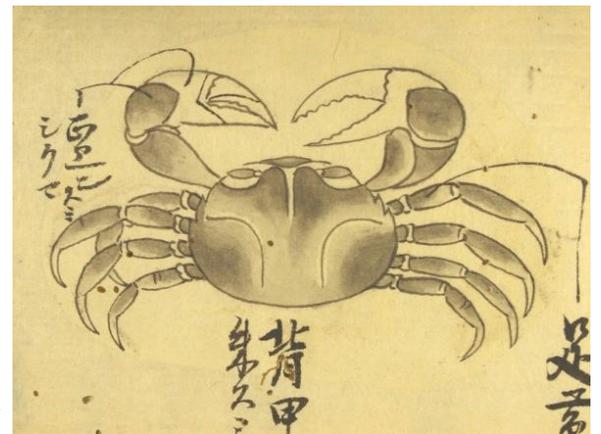


カモウチワ
和名 ウチワザメ（ウチワザメ科）

②貝類



アコヤガイ
和名アコヤガイ（ウグイスガイ科）



ツリンボウ

③鳥類

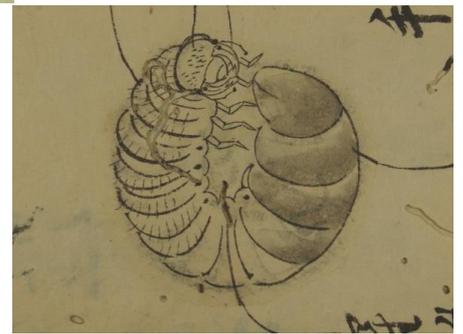


コウキチ
和名 ヤマセミ（カワセミ科）

④虫類



ガルモウジ
和名 ウスバカゲロウ類の幼虫（ウスバカゲロウ科）
* アリジゴクを作ります。



ナゲダ虫
和名 コガネムシ類の幼虫



この動物は トド？ イノシシ？ それとも？（毛利家文庫「密局日乗」）

文書館 もんじょかん 動物記



書庫に棲む動物たち

22

怪

みつきよくにちじょう

「密局日乗」の中のふしぎな動物たち

文書館には、萩藩の密用方の日記「密局日乗」が大量に残されています。日記は、密用方や藩内の政治的なうごきを中心に記されていますが、ところどころ、藩内で目撃されたり、噂になった、珍しい、怪奇なできごとが書き留められている場合があります。

そのなかから、動物に関する記事を現代訳で紹介します。

1. 萩越ヶ浜に打ち上げられた怪獣

寛政12年（1800）11月28日、写真のような怪獣が、萩の越ヶ浜海岸に打ち上げられた。その時はもう死んでいたという。

7年以前、奈古浦（現阿武町奈古）にも似たようケモノが打ち上げられたということだ。「せんねんど」というらしい。奈古に打ち上げられたケモノは

潮を吹いて鯨のようだったという。今回は潮は吹かなかった。その形は、

- ・頭から尾までが6尺（約180cm）
- ・身体全体にネズミ色の毛
- ・胴の丸さは臼のよう
- ・皮の厚さは2歩
- ・4つ足がある。長さは1尺（30cm）に満たず幅5寸（約15cm）ほど
- ・毛は「ラツコ」のよう
- ・口ひげは2尺（60cm）ほど
- ・あばら骨はない
- ・目は丸く5寸（15cm）ほど
- ・口の切れ込みは1尺（30cm）
- ・頭の部分は皮や肉がない（他の動物に食べられたか？）

➤ この怪獣の正体は何だったのでしょうか。トドか？ イノシシか？

密局日乗（19日記18）

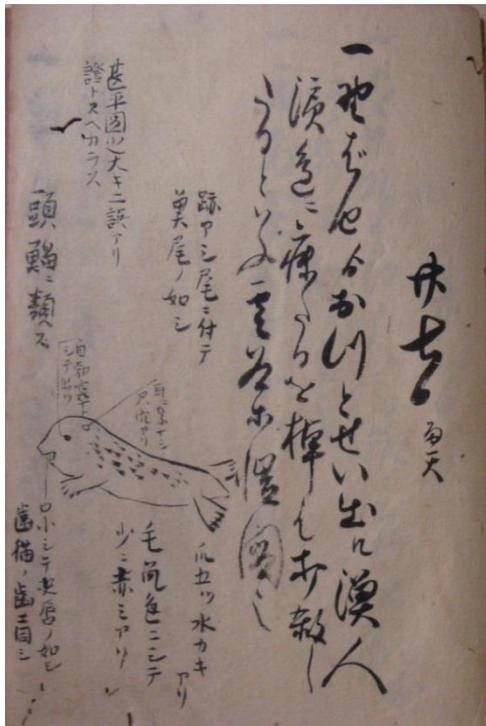


萩藩の密用方は、安永3年（1774）、7代藩主毛利重就の時代に新設された役所です。

過去の文書記録をもとに、歴史や先例などをはじめ、様々な調査事業を担当しました。

「密局日乗」は、密用方の役人が記した役所日記です。明和2年（1765）～慶応元年（1865）年のもの129冊が残されています。

2. 三隅村野波瀬で打ち殺された「おっとせい」



寛政3年（1791）3月27日、前大津宰判三隅村野波瀬（現在の長門市三隅）の海岸に、「おっとせい」が出現した。ところが、付近の漁民たちが、浜辺で寝ていた「おっとせい」を棒で打ち殺したという。

絵は、藩御用絵師が描いたものを密用方役人の長谷川甚平が書き写したものである。

- ▶ 「おっとせい」とありますが、記された形状からはアザラシだったようです。なぜ打ち殺されてしまったのか、かわいそうなアザラシ君…

3. コウイカから出現した阿弥陀仏

文政4年（1821）2月17、18日頃、萩の漁人町の者がコウイカを買ったところ、口の中が光ったの

で、取り出してみると、イカの体内から3歩（約1cm）ほどの黄金の阿弥陀仏が出てきた。

噂を聞きつけたたくさんの人々が阿弥陀仏を拝みに来るようになった。

その後、見島にもって帰り、どこかの寺に納めたということだ。

- ▶ 黄金仏はいまどこに…

4. 見島で捕らえられたブッポウソウ

文政12年（1829）4月、見島で異鳥が捕らえられ、26日、萩城の御鳥小屋へ運ばれてきた。

異鳥の大きさはヤマバトぐらい、頭は黒く、羽根は金色、胸は紺青、クチバシは赤く、目はハヤブサのよう、アシは薄紅、ツメは黒く、鳴き声は「時鳥」のようである。ケラやトンボ、セミなどを食べる。この鳥のことを、高野山では「仏法僧」、吉野では「三宝鳥（サンポウチヨウ）」という。

結局、「仏法僧（ブッポウソウ）」と名付けたということだ。

5. 上関の人面牛身

文政2年（1818）、上関の民家で、牛が人の顔をした牛（「人面牛身」）を産んだという。

その牛が言うには、「私は生まれて3日になる。名前を『件（くだん）』と名付けよ。この異形を恐れて殺してはいけない。自分が生まれたからは、7年間は豊年になり、8年目に戦が起こるだろう」。

この噂が真実かどうかはわからない。

- ▶ 人面牛身の「件（くだん）」の伝承は全国各地にあるようです。



○オットセイ



○コウイカ



○仏法僧



「紅毛雑話」に載せる「獅子之図」（佐藤家文書 和漢 208-1～5）

文書館 もんじょかん 動物記



書庫に棲む動物たち

23

蘭

こうもうざつわ

蘭学の衝撃～「紅毛雑話」

「紅毛雑話」の著者である森島中良は、「解体新書」の訳出にも参加した幕府の奥医師桂川甫周の実弟で、自らも医師・蘭学者・戯作者などとして幅広く活動しました。

「紅毛雑話」は兄の甫周がオランダ人に面会して得た新知識などを中良が一般向けにわかりやすく紹介したもので、天明7年（1787）に刊行されました。ほとんどの日本人にとって未知であった世界を紹介する啓蒙的な書物です。

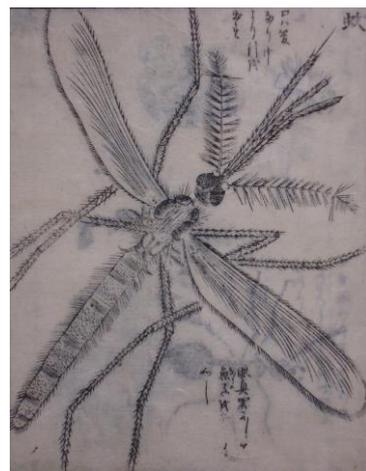
オランダの歴史・風俗、諸外国の地理的事情、西欧から日本への海路および通過する国々の事情や流行病やオランダの画法、エレキテルに関する図や記述などがあるほか、豊富な図版もあります。

挿絵には、オランダの博物学者コンストンの著した『禽獣魚介蟲図譜』（『動物図譜』）の中のライオン図（写真上）や、同じくオランダの博物学者スワンメルダム（顕微鏡による昆虫の精密・正確な解剖図を残し、昆虫分類の基礎を築いた）の『昆虫学総論』（「紅毛虫譜」）に描かれた蚊の図などを司馬江漢が模写したもの（写真右）等もあります。

ライオンは古来「獅子」として知られていましたが、この「獅子之図」は、「獅子舞」の獅子のような姿を想像していた人々にとって、どのように映ったのでしょうか。

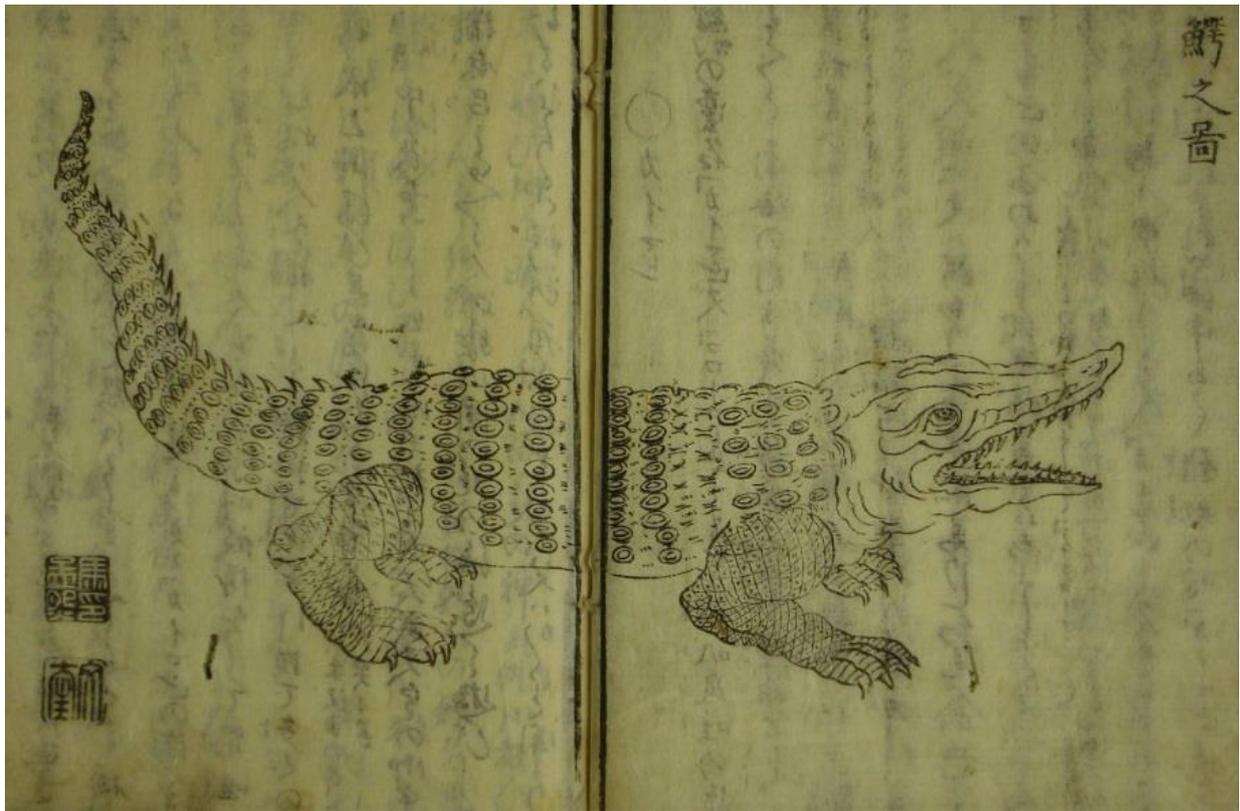
ちなみに、生きたライオンが日本に来たのは、慶応元年（1865）、横浜に舶来したものが最初だそうです。

「紅毛雑話」の「蚊」

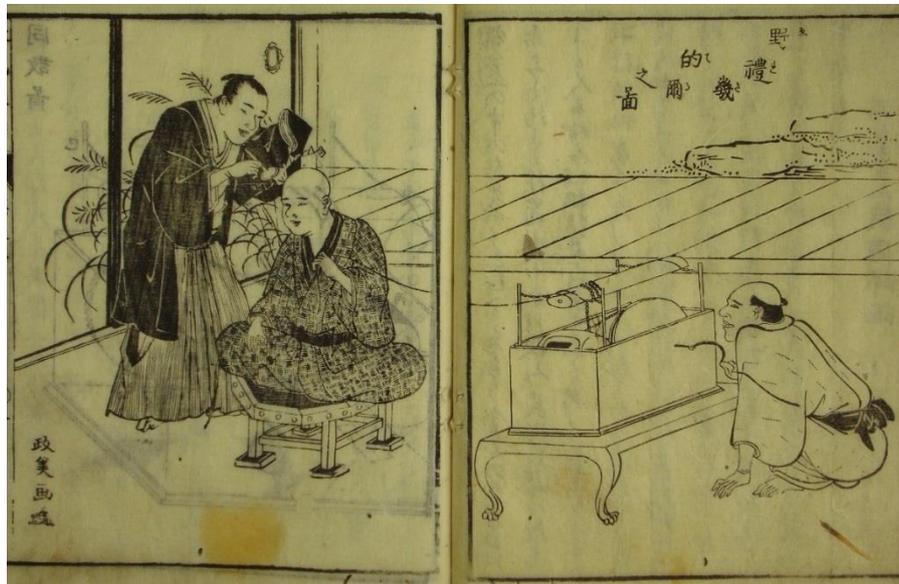


スワンメルダムの顕微鏡による昆虫の精密画を司馬江漢が模写したもの。「口は管なり、中より針を出す」と記されています。

「辰」のシートに載せた「ダラーカ」の図も「紅毛雑話」のものです。



「紅毛雑話」に描かれた「鱷之図」。ワニもまた神話の時代からある名称で、名称としては日本人におなじみですが、実際にワニの姿を見た日本人は、歴史上きわめて少数だったと思われます。



平賀源内と「動物図譜」とエレキテル

「源内はコンストンスと云ふ蘭書（「動物図譜」を指します）は、五六十金（両）の物にて、家財夜具までも売り払ひ、此書を得たり。此蘭書は、世界中の生類を集めたる本にて、獅子、龍、其外日本人見ざる所の物を生写にしたる事、かずかぎりなし」（司馬江漢の随筆「春波楼筆記」）

司馬江漢が平賀源内について書いた箇所的一部分です。ただし、この書は源内がタダでもらったという話もあります。源内は森島中良らとも交友があった（源内は森島中良の、戯作者としての師匠にもあたります）ので、「獅子之図」や「エレキテル」の図等も「紅毛雑話」にも転載されたのでしょう。